

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和3年8月25日(水)～10月8日(金)		
監査対象部課	こども育成部 子育て支援課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【茨木市保健医療センター及び茨木市こども健康センター指定管理料】</p> <p>指定管理者は、本業務の取扱責任者及び業務従事者を定め、市に報告しなければならない(基本協定書第15条)としているが、報告書を提出させていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年3月15日
		<p>本指摘内容について関係課にて共有し、当該報告書について指定管理者から必ず徴取の上、同関係課にて供覧等共有を図ってまいります。(R3.11.12)</p> <p>指定管理に係る諸手続について、関係課及び指定管理者において情報共有を行いました。また、当該報告書について指定管理者から徴取の上、同関係課にて供覧を行いました。(R4.3.15)</p>	
2	<p>【茨木市保健医療センター及び茨木市こども健康センター指定管理料】</p> <p>指定管理者は、本業務に必要な諸規程及び非常時の体制を整備し、市に提出しなければならない(基本協定書第16条)としているが、提出させていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年3月15日
		<p>本指摘内容について関係課にて共有し、当該報告書について指定管理者から必ず徴取の上、同関係課にて供覧等共有を図ってまいります。(R3.11.12)</p> <p>指定管理に係る諸手続について、関係課及び指定管理者において情報共有を行いました。また、当該報告書について指定管理者から徴取の上、同関係課にて供覧を行いました。(R4.3.15)</p>	
3	<p>【あけぼの学園園児送迎用公用自動車(幼児用マイクロバス)賃借料】</p> <p>指名通知には、長期継続契約であることを明記する(長期継続契約事務にあたっての留意事項(2))とされているが、明記していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月12日
		<p>今後は、指名通知の作成において、長期継続契約であることを明記してまいります。</p>	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年8月25日（水）～ 10月8日（金）	
監査対象部課	こども育成部 子育て支援課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【土地建物貸付収入】</p> <p>賃貸料の納入期限について、納入通知書に各月末と記載しており、月末が土日・祝日に当たる場合の納入期限の取扱いを示していなかった。当該賃貸借契約では、賃借人は、賃貸料を市の指定する期限までに支払わなければならない（契約書第4条第1項）、自己の責めに帰すべき事由により、支払が遅れたときは、当該未払いの額につき支払期限の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を市に支払う（同条第2項）としていることから、納入期限は遅延利息を算出する上で極めて重要な要素である。納入期限を明確に示されたい。</p>	<p>今後、賃貸料の納入期限について、具体的な期日を記載するとともに、記載漏れのないようチェック体制を強化し、注意いたします。</p>
2	<p>【茨木市保健医療センター及び茨木市こども健康センター指定管理料】</p> <p>本件指定管理業務における事業内容は、健康づくり課、医療政策課及び子育て支援課の所管業務にまたがっており、指定管理料の支払いも3課で分担して行っているが、指定管理者から提出された定期報告書や事業報告書等について、健康づくり課のみで供覧し、他の2課では供覧していなかった。</p> <p>市は指定管理者が提出した定期報告書及び事業報告書に基づき、指定管理者が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行う（基本協定書第32条第1項）としており、これらの報告書には各事業の実施回数や収支状況等が記載されているため、提出書類の供覧は、所管課全体で行われたい。</p>	<p>指定管理者から提出を受けた定期報告書等については、関係課にて供覧を行い、指定管理業務の実施状況等の情報共有・確認を行ってまいります。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類		定期監査等	
監査実施期間		令和3年8月25日（水）～ 10月8日（金）	
監査対象部課		こども育成部 学童保育課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【学童保育室預かり料】</p> <p>預かり料の納期は、7月16日とし、7月16日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない（茨木市夏季休業期間預かり事業実施要綱第9）としている。しかし、7月16日が金融機関の営業日であるにもかかわらず、通知文及び納入通知書の納期限を7月19日と設定していた。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月12日
	<p>今後、要綱を遵守し、適正な事務処理を行います。</p>		
2	<p>【学童保育室預かり料】</p> <p>課長決裁については課長代理が代決し、市長・副市長・部長決裁については回議を行わない（職員の不在に伴う決裁書類の取り扱いについて（令和3年6月23日付け茨学第773号））としているが、課長決裁である収入内訳書において、課長代理が代決していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月12日
	<p>今後、茨木市事務決裁規定に基づき適正に処理します。</p>		
3	<p>【学童保育室預かり料】</p> <p>「1 現金出納員 前 こども育成部学童保育課課長、新 こども育成部学童保育課参事」（現金出納員の設置について（令和3年6月22日付け茨学第777号））としており、参事が現金出納員であるにもかかわらず、課長を現金出納員とする納付書を使用していた。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月12日
	<p>当該納付書は、令和3年6月16日付で利用者に送付していることから、現金出納員に違いが発生しているものですが、今後、茨木市財務規則に基づき適正に処理します。</p>		
4	<p>【学童保育室預かり料】</p> <p>歳入徴収者は、調定した歳入について納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、法第231条の3の規定又は施行令第171条の規定により、納期限後20日以内に督促状により督促しなければならない（茨木市財務規則第38条第1項）とされているが、未納者に督促状を出していない事例や、預かり料を納期限までに収納していない事例が見受けられた。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月12日
	<p>督促により、納期限を過ぎた預かり料はすべて納付をさせていただいているところですが、後は、茨木市財務規則に基づき適正な事務処理を徹底します。</p>		

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和3年8月25日（水）～ 10月8日（金）		
監査対象部課	こども育成部 学童保育課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
5	<p>【学童保育課会計年度任用職員報酬4月分】</p> <p>当該会計年度任用職員については、加配指導員として任用すべきところ、令和3年度当初の任用申請手続きの際に、誤って代替指導員として任用申請したことから、当該職員の令和3年4月分の報酬が4月20日の支給日に支払われず、5月10日に遅延していた。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月12日
		<p>今後、任用申請手続きを複数名で確認するなど、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めます。</p>	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年8月25日（水）～ 10月8日（金）	
監査対象部課	こども育成部 学童保育課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【学童保育室預かり料】</p> <p>紙文書は、必要に応じて利用することができるように、常に整理しておくものとする（茨木市文書管理規則第41条）とされ、また、文書の保存期間は、文書の完結した日の属する年度の翌年度4月1日から起算する（茨木市文書管理規則第43条）とされているが、すべての預かり料の完納に伴い、預かり料未納者のリストや、電話での督促の内容、経過等の記録を処分したとのことであった。</p> <p>債権に関する一連の書類は、債権の原因や、債権管理の経緯を証明し、時効の更新事由等の根拠となる根本資料であるため、適切に保管するよう取扱いを整理されたい。</p>	<p>預かり料を完納されたことから、経過等を記した書類を破棄してしまいましたが、今後、茨木市文書管理規則を遵守するとともに、文書は適切に保管するように徹底します。</p>
2	<p>【学童保育室預かり料】</p> <p>夏季休業期間預かり事業における預かり料については、納入がない場合、夏季休業期間預かり事業の利用はできません（令和3年度夏季休業期間預かり事業利用承認に伴うお知らせ（令和3年3月25日付け茨学第2352号））としているが、茨木市夏季休業期間預かり事業実施要綱においては、その根拠となる規定が見受けられず、納入がない場合の対応等についても特段の規定が見受けられなかった。</p> <p>通知文の内容と根拠となる要綱の規定が合致しておらず、疑義を生じるおそれがあることから、通知文の内容や要綱の規定等について、整理されたい。</p>	<p>茨木市夏季休業期間預かり事業実施要綱において、預かり料の納入がなかった場合の対応について定めがないため規定を整理するとともに、通知文の根拠となるよう整合性を図ります。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年8月25日(水)～10月8日(金)	
監査対象部課	こども育成部 学童保育課	
	委員意見	今後の方針等
3	<p>【学童保育室預かり料】</p> <p>要綱によれば、既納の預かり料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、全部又は一部を還付することができる（茨木市夏季休業期間預かり事業実施要綱第10）として、一方、令和3年度夏季休業期間預かり事業利用承認に伴うお知らせ（令和3年3月25日付け茨学第2352号）では、利用料の還付をしない旨言及していなかった。また、夏季休業期間預かり事業利用取下げ届が提出された事案では、取下げ理由欄が空欄であるにもかかわらず、預かり料を全額還付していた。</p> <p>要綱第10ただし書を適用したとのことであるが、理由なくただし書を適用することは適切とは言えないので、取扱いを見直されたい。</p>	<p>今後、要綱第10ただし書を適用する場合には、取下げ理由の明記及び経過を記し、適切な処理に努めます。</p>
4	<p>【学童保育課電話料金6月分】</p> <p>学童保育室に設置している固定電話サービスについては、令和元年6月に西日本電信電話(株)からソフトバンク(株)に切り替えたが、経費削減を目的としていながら、切替前後の詳細な経費を比較していなかった。</p> <p>その後、保育業務上の必要性の観点から、固定電話の一部を携帯電話に切り替えたとのことであったが、当該切替にかかる起案文書において、切り替えた理由を明記せず、切替前後の経費を比較していなかったことから、経費削減に至ったかどうか不明であった。</p> <p>起案文書は、公金の支出にかかる重要な手続きであることから、決裁に必要な事項を記載するとともに必要な資料を添付するなど、適切に処理されたい。</p>	<p>切り替えに至る理由及びその証書書類を添付するなど、起案文書に必要な書類の精査を行い、適切な処理に努めます。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和3年8月25日（水）～ 10月8日（金）		
監査対象部課	建設部 交通政策課		
	指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【長期放置自転車等処分代金】</p> <p>払下げる車両は、代金完納後直ちに、茨木市の担当職員の指定する場所及び立会において、搬出するものとする（契約書第4条）としているが、代金完納前に払下げる車両を搬出させていた。</p>	措置状況	措置済 令和4年4月1日
		<p>当日の処分台数確認後に銀行振り込みを行っている都合上、代金の納付確認後の搬出を行うことができないため、契約書の文言変更を行います。（R3. 11. 12）</p> <p>「払下げる車両は、代金完納後直ちに、茨木市の担当職員の指定する場所及び立会において、搬出するものとし、代金は搬出日から起算して10日以内に納付するものとする。」</p> <p>次年度より文言変更予定です。（R4. 3. 9）</p> <p>契約書文言を変更し、立会にて車両を搬出しています。（R4. 4. 1）</p>	
2	<p>【長期放置自転車等処分代金】</p> <p>車両の払下げごとに、請書をもって行なう（契約書第8条）としているが、請書を提出させていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年4月1日
		<p>本業務については契約書を作成したうえで年間契約していることから、請書に代わるものとして業務報告書を提出させるとともに、契約書の文言を変更します。（R3. 11. 12）</p> <p>次年度より文言変更予定です。（R4. 3. 9）</p> <p>契約書文言変更と、車両の払い下げごとに業務報告書を提出させています。（R4. 4. 1）</p>	
3	<p>【長期放置自転車等処分代金】</p> <p>自転車及び原動機付自転車の払下げ物件は、処分告示を行ったもので、市が指定した自転車等とする（仕様書 4業務内容①）としているが、処分告示を行っていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年4月1日
		<p>処分告示を行う法的根拠がなく、告示を行えないため、仕様書の文言変更を行います。（R3. 11. 12）</p> <p>「処分告示を行ったもの」→「移動告示を行った自転車で引き取りのないもの」</p> <p>次年度より文言変更予定です。（R4. 3. 9）</p> <p>処分告示の根拠を「茨木市放置自転車等の防止に関する条例」に基づき行うよう措置しました。（R4. 4. 1）</p>	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和3年8月25日（水）～ 10月8日（金）		
監査対象部課	建設部 交通政策課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
4	<p>【茨木市放置自転車対策業務委託】</p> <p>業務受託者は、前項に定める者（市に報告した委託業務の取扱責任者及び業務従事者）以外のものを委託業務に従事させてはならない（業務委託契約書第16条第2項）としているが、市に報告した以外の作業員に従事させていた。</p>	措置状況	措置済 令和5年4月1日
		<p>緊急時の交代要員も含めた業務従事者の報告書を提出させます。（R3.11.12）</p> <p>次年度より措置予定です。（R4.3.9）</p> <p>令和5年度より是正します。（R5.3.10）</p> <p>令和5年度是正済です。（R5.4.1）</p>	
5	<p>【茨木市バリアフリー基本構想関連事業進捗整理業務委託】</p> <p>受託者は、契約締結後速やかに委託者と打合せを行い、次に掲げる書類を提出し、承認を得なければならないとして業務工程表が挙げられているが、（仕様書 5業務計画）、本件業務委託は、新型コロナウイルス感染症の関係で、協議会の開催時期の延期という大幅な変更があつたにもかかわらず、変更後の工程で業務工程表を提出させておらず、承認していなかつた。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月11日
		<p>変更後の工程表を提出させ、承認しました。</p>	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年8月25日(水)～10月8日(金)	
監査対象部課	建設部 交通政策課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【長期放置自転車等処分代金】</p> <p>本件収入は、売却ではなく、廃棄による処分に該当することであるが、払下げ代金を歳入として処理しており、売却代金とみなすことが相当である。</p> <p>廃棄による処分とはいいがたいので、売却との整合性が取れるよう検討されたい。</p>	<p>検討いたします。(R3.11.12)</p> <p>検討した結果、当該歳入は「鉄屑処分代金」として受領していること、及び、撤去した自転車は使用に関する安全性を保証できないため自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第6条第3項に定める「売却できない」場合と認められることから、茨木市自転車等の放置防止に関する条例13条第3項及び同条例施行規則第7条第1項に基づく廃棄による処分と見なすのが適当であると課として判断しています。(R4.3.9)</p>
2	<p>【茨木市放置自転車対策業務委託】</p> <p>普通地方公共団体の契約は、競争入札が原則であるが、その性質又は目的が競争入札に適さないもので、特定の事業者を指定して契約を締結する方式を、一者特命随意契約と一般的に呼ばれている。随意契約は、競争入札に比べて手続が容易で、信用や能力の確実な者を選ぶことができる等の長所を有するが、反面、公正な契約の締結が確保されないおそれがあり、また、濫用により不正の温床となり得る等の短所を有していることから、安易に用いることは慎むべきである。</p> <p>本市では、随意契約を用いるにあたって、技術の特殊性や経済的合理性等を客観的、総合的に判断した理由等を整理するとともに、詳しく具体的な説明を記載することとしている。</p> <p>本件業務委託は、随意契約の理由を「市内全域の駐車場に精通し、情報を包括的に管理していること、その情報を生かし駐車場業務と指導業務の間の密な連携ができるのは指定管理業者のみであること、さらに指定管理業者は市営駐車場の余剰人員等を当該委託業務に従事させることができるなど、人員の確保、人材教育といった点で経費を大きく削減することが可能であるため」としているが、この理由では、一者特命随意契約の相手方を選定する合理的で客観的な説明がなされているとはいいがたいので、選定した理由を整理されたい。</p>	<p>理由を整理いたします。(R3.11.12)</p> <p>次年度より整理した理由を記載します。(R4.3.9)</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和3年8月25日（水）～ 10月8日（金）		
監査対象部課	建設部 建築課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	【市営住宅不正行為等による過料（過年度分）】 過料を決定することは副市長の専決事項とされているが（茨木市事務決裁規程 別表第1）、部長決裁としていた。	措置状況	措置済 令和3年8月25日
		あらためて起案・決裁を行い、承認いただきました。 なお、今後、適正な事務執行に努めます。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年8月25日（水）～ 10月8日（金）	
監査対象部課	建設部 建築課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【住宅使用料（過年度分）】</p> <p>住宅使用料（家賃）の徴収停止の起案において、徴収停止の理由として、担当ケースワーカーによる状況確認を行い6か月以内の自立が見込めない状況であるとしているが、滞納処理経過表には状況確認したことについての記載がなかった。</p> <p>滞納処理の経過記録は、滞納処分等の判断材料や滞納整理の方向性を見極めるための重要な要素であることから、滞納処理経過表には、経過記録を全て記載するようにされたい。</p>	<p>今後、滞納処理経過表に経過をすべて記載いたします。</p>
2	<p>【住宅使用料（過年度分）】</p> <p>【市営住宅不正行為等による過料（過年度分）】</p> <p>個別の滞納処理経過表及び滞納原状回復費等個別整理票を課のサーバー内にエクセルファイルで管理しているが、滞納処理の経過記録等の個人情報があり、個人情報保護の観点から、当該ファイルにパスワードを設定するなど、権限者を特定することを検討されたい。</p>	<p>関係職員以外が閲覧できないよう、該当ファイルへのアクセス制限もしくはパスワードの設定等を検討いたします。</p>
3	<p>【市営住宅不正行為等による過料（過年度分）】</p> <p>過料決定の起案において、過料の額を算定根拠の額から変更しているが、変更した理由が不明瞭となっている。過料の算定額を変更して、過料の額を決定する場合は、その理由を明確に記載されたい。</p>	<p>今後、理由を明確に記載いたします。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類		定期監査等	
監査実施期間		令和3年8月25日(水)～10月8日(金)	
監査対象部課		建設部 公園緑地課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【元茨木川緑地ほか巡回業務委託料】</p> <p>契約締結伺において、仕様書を添付しないで決裁していた。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月8日
		<p>契約事務における添付書類のチェックを徹底します。令和3年度の他契約においては対応済みです。</p>	
2	<p>【元茨木川緑地ほか巡回業務委託料】</p> <p>受託者は、この契約書に定めるもののほか、処理要領書により、委託業務を処理しなければならない(契約書第2条)としているが、契約書に仕様書を添付していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月8日
		<p>契約書への仕様書の添付漏れが生じないように、事務処理及びチェック体制を徹底します。令和3年度の他契約においては対応済みです。</p>	
3	<p>【元茨木川緑地ほか巡回業務委託料】</p> <p>受託者は、委託業務の取扱責任者及び業務従事者を定め、市に報告しなければならない(契約書第16条)としている。口頭で報告を受けたとのことであるが、報告を受けた記録が残されていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月8日
		<p>受託者との協議結果については協議録の作成及び供覧を行い、記録として保管します。令和3年度の他契約においては対応済みです。</p>	
4	<p>【元茨木川緑地ほか巡回業務委託料】</p> <p>業務の実施について、業務報告書を提出する(委託処理要領 3業務内容⑥)としている。報告事項については、従前の委託の報告書を参考に同様に作成するよう双方で確認したとのことであるが、確認した記録が残されていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月8日
		<p>受託者との協議結果については協議録の作成及び供覧を行い、記録として保管します。令和3年度の他契約においては対応済みです。</p>	
5	<p>【元茨木川緑地ほか巡回業務委託料】</p> <p>本業務の実施状況が分かるような写真を撮影して整理し、業務終了後提出すること(委託処理要領 4その他③)としているが、提出された写真の撮影日、時刻が不明であった。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月8日
		<p>記録写真においては、撮影日時の記載をすよう指示します。</p>	

監査結果に対する措置状況

監査の種類		定期監査等	
監査実施期間		令和3年8月25日(水)～10月8日(金)	
監査対象部課		建設部 公園緑地課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
6	<p>【さくらまつり会場設営等運營業務委託料】</p> <p>受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により市の承諾を得たときは、この限りではない(契約書第7条)としているが、承諾をしていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月8日
		契約業務に関する一部請負については、書面による届出を受け承諾を行い文書として保管します。	
7	<p>【さくらまつり会場設営等運營業務委託料】</p> <p>契約書第10条第3項及び第11条第2項に記載した遅延利息の利率が誤っていた。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月8日
		遅延利息の利率の確認を徹底します。令和3年度の他契約においては対応済みです。	
8	<p>【さくらまつり会場設営等運營業務委託料】</p> <p>受託者の通知した下請負通知書(令和3年1月29日付)について、当該時点の業務内容に含まれない業務を請負させる通知を受け取っていた。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月8日
		下請負業務に関して契約内容と相違がないよう確認・チェック体制を徹底します。	
9	<p>【さくらまつり会場設営等運營業務委託料】</p> <p>本件業務委託は、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出により、ウィズコロナとして「できること」を实践することを目的として変更契約を締結している。しかしながら、公園緑地課職員と受託業者による変更内容の協議は行われたとのことだが、権限者による意思決定が行われていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月8日
		仕様及び契約内容変更の協議を行った場合は、別途文書起案において内容変更にかかる意思決定を行います。	
10	<p>【さくらまつり会場設営等運營業務委託料】</p> <p>変更契約の契約書について、変更後の業務内容を示した仕様書が作成されていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月8日
		変更契約について変更仕様書の作成・添付を徹底します。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年8月25日（水）～ 10月8日（金）	
監査対象部課	建設部 公園緑地課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【元茨木川緑地ほか巡回業務委託料】</p> <p>元茨木川ほか巡回業務委託については、入札を無効としている経過がある。無効となった原因は、担当課において作成した指名通知書で、適用するはずの最低制限価格を、適用しないとしたためである。</p> <p>指名通知書の誤りについて、本件においては、入札を無効にするという重大な結果を招いた。本来指名通知起案の決裁中に補正されるべきものであるが、決裁に関与した職員がチェックできていなかったことは遺憾である。</p> <p>また、再度入札にあたって、仕様変更のために業務日数を不必要に延長し、不必要な予定価格の上昇となったことが適切であったのかについては、疑問であると言わざるを得ない。</p> <p>契約事務について、事務の体制を点検し、再発防止を図られたい。</p>	<p>契約事務に係る書類のチェック体制を徹底するとともに、再入札・契約内容の変更につながらないように適切に処理を行います。</p>
2	<p>【元茨木川緑地ほか巡回業務委託料】</p> <p>令和3年3月26日の夕方から夜にかけて、高橋交差点の橋の上に設置していた立看板2枚が何者かに破損されている事件が発生した。</p> <p>本件業務委託では、夜間は1時間ごとに就業場所を巡回し、看板や立入禁止ロープ等の設置物の異常の有無を確認するとしているが、当該事件についての報告はなかった。</p> <p>理由としては、事件発生個所が図示された巡回範囲から外れている場所であったためと考えられる。しかしながら、巡回範囲の設定が、看板等の設置位置と相違していることは適切であるとはいいがたい。業務範囲については、巡回の目的を踏まえて、現地確認を行い決定されたい。</p>	<p>さくらまつりの運営と巡回警備は別の受託者となっていますが、看板類の設置と警備範囲を調整するとともに双方の連絡体制等が取れるよう体制を整えます。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年8月25日（水）～ 10月8日（金）	
監査対象部課	建設部 公園緑地課	
委員意見		今後の方針等
3	<p>【さくらまつり会場設営等運營業務委託料】</p> <p>本業務委託に係るプロポーザルの実施に際し、プロポーザル選定会議を2回開催しているが、第1回と第2回の選定会議で委員として出席した者が異なっていた。プロポーザル選定会議要領において、会議の委員は、建設部長及び都市整備部長を除き、都市政策課等の各課の職員で組織する（さくらまつり会場設営等運營業務委託プロポーザル選定会議要領 第3）としているが、委員は、企画提案書等の審査、候補者の決定に一貫して関わるものであり、その職務や権限を鑑みると、固定すべきであると思われるので、今後の取扱いを検討されたい。</p>	<p>令和3年度以降のプロポーザル契約においては「茨木市プロポーザル方式の実施に関する留意事項」に則り、選考会議の委員の交代を行わずに実施しています。</p>
4	<p>【さくらまつり会場設営等運營業務委託料】</p> <p>「下請負通知書及び取扱い責任者等について」の報告について、書類の内容や受付日付等に矛盾があることから書類の改ざんを疑われかねない。提出書類の管理は厳密に行われたい。</p>	<p>今後、適切な事務の執行及び書類の管理に努めます。</p>
5	<p>【さくらまつり会場設営等運營業務委託料】</p> <p>本件業務委託は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、茨木市民さくらまつりの開催形態変更を受けて、変更契約を締結している。主な変更内容としては、イベントを中止すること、中止までに要した経費を支払うこと等である。そういった変更内容に基づいた費用の見積を受託業者より徴取しているが、見積額が適切であるかを検証した記録が残されていなかった。</p> <p>中止の原因が不可抗力によるものであって、要した経費を市が負担することに関しての合理性はある。しかしながら事業が途中で中止となるまでに要した経費額が適切であるかの検証を欠くことができない。見積額の恣意性を否定することができないことから、事後の検証に耐える記録を残されたい。</p>	<p>事業の縮小に伴う経費の減額分については、受託者の見積によるところですが、今後同様の事例がある場合には、経費の明細の提出を求める等、金額の根拠を客観的に示せるよう対応します。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類		定期監査等	
監査実施期間		令和3年8月25日(水)～10月8日(金)	
監査対象部課		教育総務部 学務課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【茨木市立中学校給食業務委託料】</p> <p>中学校給食業務民間委託説明会において、受託が決定した者に対し、管轄保健所の無事故証明書(平成31年4月現在)、労働関係法令等遵守状況セルフチェックシート、所管の労働基準監督署の受付印が押印された就業規則の頁の写しを提出することとしているが、提出させていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月22日
		<p>市より業者に提出を依頼しており、現在、神戸工場担当者から連絡の上、本社(大阪)にて書類発行の手続きをしております。発行までの事務手続きに時間を要しますが、11月中には提出ができることを業者に確認しております。(R3.11.12)</p> <p>業者から提出させ、收受いたしました。(茨教学務第002245号)(R3.11.22)</p>	
2	<p>【茨木市立中学校給食業務委託料】</p> <p>予算額が2,000万円以上の業務委託契約の締結に際して、「契約保証金」の取り扱いは、特別な場合を除き原則として、保険会社の「履行保証保険」加入を条件に契約締結をしてください(契約事務庶務担当者研修資料)とされているが、受託者が現在本市と契約している場合、履行保証保険加入を求めていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月11日
		<p>契約締結時の取扱では、契約保証金または履行保証保険加入を原則としますが、茨木市財務規則第129条の規定により、適切に対応してまいります。</p>	
3	<p>【茨木市立中学校給食業務委託料】</p> <p>契約書及び仕様書で規定している提出書類が、提出されていない事例が見受けられた。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月11日
		<p>契約相手方に依頼し、提出いただきました。</p>	
4	<p>【茨木市立中学校給食業務委託料】</p> <p>プロポーザル選定会議の委員選任後、担当課は、委員と提案者の接触又は利害関係等の有無について、委員からの聴取り等により確認するものとする(茨木市プロポーザル方式の実施に関する事務取扱要領第8、3(1))とされているが、委員に確認をしていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月2日
		<p>今後、委員への確認を行ったことの会議録を作成してまいります。</p>	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年8月25日（水）～ 10月8日（金）	
監査対象部課	教育総務部 学務課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【小学校給食費（過年度分）】</p> <p>納付交渉等の記録について、担当者が記載後、課長代理及び課長に随時報告しているとのことだが、内容を確認していることの記録がなかった。内部統制の観点から、権限者が確認したことの記録を残されたい。</p>	<p>1か月単位で、権限者が記録を確認（押印）し、内部統制を図ります。</p>
2	<p>【小学校給食費（過年度分）】</p> <p>納付交渉等の記録を課の共有サーバー内にワードファイルで管理しているが、滞納処理の経過記録等の個人情報があり、個人情報保護の観点から、当該ファイルにパスワードを設定するなど、権限者を特定することを検討されたい。</p>	<p>該当ファイルが複数存在するため、フォルダにパスワードを設定することが可能か、検討のうえ、より適正に管理いたします。</p>
3	<p>【小学校給食費（過年度分）】</p> <p>滞納した給食費については、一括全額納付することが原則であるが、滞納者の状況に応じ、事実上の納付の猶予として、分割納付誓約書による分割納付に応じている。</p> <p>分割納付には、法令に基づくものと、法令の要件には当てはまらないが、滞納者の状況に応じた柔軟な解決を図るため、滞納者から分割納付するという旨の誓約書を受けて、事実上納付を猶予する取り扱いのものとがあり、本市では本件分割納付を法令に基づかないものとして取り扱っている。</p> <p>分割納付誓約書の受領にあたり、起案文書の伺い文に「承認」という文言を用いていたが、当該行為は分割納付誓約の意思表示を受け付けるだけのものであり、行政行為として債務者に期限の利益を付与するものではないので、文言を見直されたい。</p> <p>なお、分割納付誓約書の受領に関する事例については、令和元年度定期監査においても注意事項としており、担当課からは「分納誓約書の取扱いを「受領」に是正します。」という回答があったにもかかわらず、改善がなされていなかった。速やかに措置を実施されたい。</p>	<p>文言を「受領」に改善いたします。</p> <p>前回の注意事項であるにも関わらず、是正ができていなかったことを反省し、改善いたします。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年8月25日(水)～10月8日(金)	
監査対象部課	教育総務部 学務課	
委員意見		今後の方針等
4	<p>【茨木市立中学校給食業務委託料】</p> <p>茨木市学校給食民間委託業者審査委員会（プロポーザル選定会議）について、平成31年1月28日開催分の会議録を作成していなかった。議事の経過や決定事項等を記録に残すため、会議録を作成されたい。</p>	<p>議事の決定等は、審査に係る内容であり、審査委員会で検討協議した案件がわかるよう会議録は必ず作成いたします。</p>
5	<p>【茨木市立中学校給食業務委託料】</p> <p>プロポーザル方式においては、審査の公正性確保が求められる。そのため、どの提案者がどの提案をしているかを選定委員が判別できないようにして実施する取扱いが適切であると考えられる。</p> <p>本プロポーザルの実施にあたり、事前に提案者の工場視察を実施している。</p> <p>しかしながら、視察に選定委員が参加していたとのことであり、委員が提案者名を判別できないようにすることは不可能であった。また、委員が提案者と接触することになり、公平性が損なわれたと言わざるを得ない。</p> <p>加えて、工場視察の内容は評価項目に含まれているにもかかわらず、参加したのは一部の委員であり、適切に採点されているとはいえない。</p> <p>プロポーザル方式により受託者を決定した場合、一者特命随意契約となるため、手続の公正性、透明性及び客観性が特に求められる。実施方法について見直されたい。</p>	<p>今後、工場視察の計画はなく、提案者が選定委員には判別できないよう審査の際には、十分注意しております。</p>
6	<p>【茨木市立中学校給食業務委託料】</p> <p>本業務委託に係るプロポーザルの実施に際し、選定会議に代理出席した職員の採点を評価点に含めていた。茨木市学校給食民間委託業者審査委員会設置要綱において、委員会の委員は、関係部や関係課の長等が務めることとされており、個人を特定する取扱いにはしていないが、委員は、企画提案書等の審査、候補者の決定に一貫して関わるものであり、その職務や権限を鑑みると、特定すべきであり、今後の取扱いを検討されたい。</p>	<p>代理者の権限を予め要綱には定めていなかったことや、審査の終始に関わっていないものの評価が適切なものとは言い難いと考えますので、代理者ではなく、欠席とし、評価には含まないことといたします。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年8月25日（水）～ 10月8日（金）	
監査対象部課	教育総務部 学務課	
委員意見	今後の方針等	
7	<p>【茨木市立中学校給食業務委託料】</p> <p>受託者から提出させる各種報告書について、受託事業者名や代表者名等の記載されたものがなく、受託者の責任において作成された正式な文書であるかが判断できない事例が見受けられた。また、原本でなく写しの提出を受けている事例も見受けられた。</p> <p>契約で提出を規定する文書である以上、適切な形式を備え、報告内容の真正性を確認できる報告書を提出されるよう、受託者に求められたい。</p>	<p>契約時に業者に求める各種報告書は、市への業務請負に必須なものであるため、真正性が確認できるよう受託者に提出を求めてまいります。</p>
8	<p>【茨木市立中学校給食業務委託料】</p> <p>受託者は、仕様書に基づき、市に対して業務報告書を提出しなければならない（契約書第12条第1項）としており、仕様書に様式を定めている。しかしながら、定められたものと異なる様式や、1つの報告書に他の報告内容を併せて記載した形式での提出を受けている事例が見受けられた。様式の変更等の理由は、受託者の希望によるものとのことであるが、市が変更を認めた記録も残していなかった。</p> <p>業務報告書は、委託業務が適切に実施されているかを証するものであり、委託料の支払いに当たっては、請求が適切であるかを判断するための重要な資料である。適切な業務報告の方法について、効率性等も考慮し、整理されたい。</p>	<p>今後の契約事務を進めるにあたり、仕様書に定める様式を再度検討しております。しかしながら、仕様書に定めた様式について、受諾業者からの申出により、様式変更等を実施する際には、経緯の記録や、業務の履行確認が適切に実施でき、支払いに必要な資料が提出されていることを確認いたします。</p>
9	<p>【茨木市立中学校給食業務委託料】</p> <p>中学校給食業務民間委託説明会において、出席した事業者に対し、プロポーザルへの参加を辞退する場合、参加承諾・辞退届の日付を空白で提出するよう指示していた。提出日付は提出者が記載するものであり、また、書類が提出期限までに提出されているかの証拠でもあり、遅延や未提出の場合、今後の入札や見積りの指名停止要件にも該当する重要な内容である。厳格に扱われたい。</p>	<p>提出日付は、業者が記載するものとし、今後の入札での事務取扱では、厳格に対応してまいります。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等
監査実施期間	令和3年8月25日(水)～10月8日(金)
監査対象部課	教育総務部 学務課
委員意見	今後の方針等
10 【茨木市中学校給食センター整備・運営事業アドバイザー業務委託料】 本業務委託に係るプロポーザルの実施に際し、プロポーザル選定会議を2回開催しているが、第1回と第2回の選定会議で委員として出席した者が異なっていた。プロポーザル選定会議要領において、会議の委員は、委員7人をもって組織する(茨木市中学校給食センター整備・運営事業アドバイザー業務委託プロポーザル選定会議要領 第3)としており、教育総務部長のほか、学務課等の各課の職員で組織することとし、個人を特定する取扱いにはしていないが、委員は、企画提案書等の審査、候補者の決定に一貫して関わるものであり、その職務や権限を鑑みると、特定すべきであり、今後の取扱いを検討されたい。	今後の取り扱いについて、個人に特定するべきかどうかも含め、検討いたします。

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和3年8月25日(水)～10月8日(金)		
監査対象部課	教育総務部 歴史文化財課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【文化財資料館展示ウォールケース及び模型撤去処分等業務委託料】</p> <p>業務受託者は、委託業務の取扱責任者及び業務従事者を定め、市に報告しなければならない(業務委託契約書第16条第1項)としているが、業務従事者を報告させていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月11日
		<p>今後、該当するすべての業務委託において、受託者には取扱責任者及び業務従事者の報告を徹底させる。また、業務の内容にあわせて契約書の文言等を見直す。</p>	
2	<p>【(仮)郷土資料室改装業務委託料】</p> <p>業務受託者は、前項に定める者(市に報告した委託業務の取扱責任者及び業務従事者)以外のものを委託業務に従事させてはならない(業務委託契約書第16条第2項)としているが、複数の作業員に従事させていた。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月11日
		<p>今後、該当するすべての業務委託において、受託者には市に報告した取扱責任者及び業務従事者以外のものを従事させないよう徹底させる。</p>	
3	<p>【市内遺跡出土遺物整理業務委託料】</p> <p>業務受託者は、委託業務の統括責任者及び業務従事者を定め、書面で市に報告し承諾を得るとともに、統括責任者については職務経歴書を提出しなければならない(業務委託契約書第16条第1項)としているが、承諾に係る起案・決裁を行っていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月11日
		<p>今後、統括責任者及び業務従事者の報告のあり方も含めて現状を点検し、契約書の文言等を見直す。</p>	

監査結果に対する措置状況

監査の種類		定期監査等	
監査実施期間		令和3年8月25日(水)～10月8日(金)	
監査対象部課		教育総務部 中央図書館	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【図書・視聴覚資料のマーク作成・装備業務委託料】</p> <p>契約担当者は、契約を締結しようとするときは、当事者の債務不履行の場合における遅延利息その他の損害金及び契約解除の方法を記載した契約書を作成しなければならない(茨木市財務規則第127条第1項第8号及び第11号)とされているが、違約金及び受託者の解除権について規定していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月8日
		今後、契約を締結する際には、違約金及び受託者の解除権について規定いたします。	
2	<p>【「BOOK TRAVEL 2021」業務委託料】</p> <p>契約保証金について、免除する(契約書第5条)としているが、契約締結時にはその旨の記載がなく、免除理由の記載もなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月8日
		今後、契約保証金の免除については、その理由を明記いたします。	
3	<p>【「BOOK TRAVEL 2021」業務委託料】</p> <p>「BOOK TRAVEL 2021」の中止について、起案・決裁を行っていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月8日
		中止を決定した際には、起案・決裁を行い、意思決定を明確にいたします。	
4	<p>【「BOOK TRAVEL 2021」業務委託料】</p> <p>本件業務委託は、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う緊急事態宣言が発出され、イベントの実施を中止したことから、担当課職員と受託者で協議し、すでに準備に着手している業務に関してのみ費用を支払うこととしている。しかしながら、委託業務の内容変更について、起案・決裁をしていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月8日
		中止決定し、変更契約した際には、委託業務の内容変更について、起案・決裁を行います。	
5	<p>【「BOOK TRAVEL 2021」業務委託料】</p> <p>変更契約の契約書について、変更後の業務内容を示した仕様書を添付していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月8日
		今後、変更契約の契約書には、変更後の内容を示した仕様書を添付いたします。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年8月25日(水)～10月8日(金)	
監査対象部課	教育総務部 中央図書館	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【「BOOK TRAVEL 2021」業務委託料】</p> <p>本業務委託に係るプロポーザルの実施に際し、プロポーザル選定会議を2回開催しているが、第1回と第2回の選定会議で委員として出席した者が異なっていた。プロポーザル選定会議要領において、会議の委員は、委員7人以内をもって組織する（「BOOK TRAVEL 2021」業務委託公募型プロポーザル選定会議要領第3）としており、教育総務部長のほか、中央図書館等の各課の職員で組織することとし、個人を特定する取扱いにはしていないが、委員は、企画提案書等の審査、候補者の決定に一貫して関わるものであり、その職務や権限を鑑みると、特定すべきであり、今後の取扱いを検討されたい。</p>	<p>今後、プロポーザル選定会議委員については、出席する職員が異ならないよう、特定するようにいたします。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和3年8月25日(水)～10月8日(金)		
監査対象部課	学校教育部 教職員課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【修学旅行付添看護師旅費】</p> <p>教職員課長は、看護師等の取次ぎを依頼されたときは、看護師等を付き添わせることの可否及び人数を決定する(茨木市立学校の修学旅行の実施に伴う看護師の付添いに関する要綱第4)としているが、学校長からの取次ぎ依頼に対する決定の起案処理をしていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年10月28日
		令和4年度派遣分から、申請に基づく決定の起案処理を行います。	
2	<p>【修学旅行付添看護師旅費】</p> <p>本件では、修学旅行出発日に看護師に対し旅費を支払い、旅行終了後に精算を行っている。旅費の支払いにおいては、支給明細書に受領者の受領印を押印させ、支払ったことを確認する。その後、精算を行って戻入が発生した場合、金額の確認できる書類を添えて精算及び戻入処理を行うことになる。しかしながら、出発日に看護師に押印させた支給明細書について、旅行終了後に、支給金額を精算後の額に書き換えていた。</p>	措置状況	措置済 令和3年10月26日
		支給明細書には当初の概算額を記載し、旅行終了後の書き換えは行わないこととします。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年8月25日(水)～10月8日(金)	
監査対象部課	学校教育部 教職員課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【修学旅行付添看護師旅費】</p> <p>資金前渡職員の口座で現金を管理しているが、現金出納簿を作成していなかった。内部統制の観点から、現金の出入りを権限者が確認し、確認したことの記録を残すため、現金出納簿を作成されたい。</p>	<p>R3年度分から、「現金出納簿」を作成し、より適正な管理を行います。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類		定期監査等	
監査実施期間		令和3年8月25日(水)～10月8日(金)	
監査対象部課		学校教育部 教育センター	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【GIGAスクール構想に伴う情報機器借上料】</p> <p>提出された各資料を茨木市教育委員会にて審査し、本仕様の要件を満たしていると判断した業者のみを入札参加対象とする(詳細仕様書1.7資料提出・質疑・技術審査(3)技術審査・通知)としているが、審査していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月11日
		今後同様の案件があった場合には、仕様書の内容に基づき審査を行う。	
2	<p>【GIGAスクール構想に伴う情報機器借上料】</p> <p>受託者は、月ごとにICT支援員の業務の実施状況を「実績報告書(月例報告書)」により、翌月20日までに提出すること(詳細仕様書3.5ICT支援員(7))としているが、提出させていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年1月7日
		<p>契約相手方に提出を依頼しており、提出後早急に収受処理を行い、資料を提出する。(R3.11.12)</p> <p>契約相手方に提出を依頼し、茨教セ第2056～2059号で収受処理を行った。(R4.1.7)</p>	
3	<p>【GIGAスクール構想に伴う情報機器借上料】</p> <p>導入計画について、センター集中型インターネット本導入作業に関する、導入体制、スケジュール(全体、配送、現地展開)をまとめ、教育センターの承認を得ること、また、導入設計について、教育センターと協議の上、詳細設計書を作成し承認を得ること(詳細仕様書3.6導入作業(1)及び(2))としているが、承認をしていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月10日
		茨教セ第1657、1660、1662～1671号で収受処理を行った後、起案・決裁を行った。	
4	<p>【GIGAスクール構想に伴う情報機器借上料】</p> <p>本件借上契約は、4件のうち2件で入札不調となり再入札を実施している。その原因は、入札書が無効であったためである。しかしながら無効の根拠とした注意事項を記載した文書について、権限者の意思決定をしていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月9日
		事務処理に際しては、担当職員の独断によるものとの誤解を招くことがないように、必ず権限者の意思決定を行い、丁寧な事務を行う。	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年8月25日（水）～ 10月8日（金）	
監査対象部課	学校教育部 教育センター	
指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
5	<p>【GIGAスクール構想に伴う情報機器借上料】</p> <p>契約担当者は、契約を締結したときは、直ちに契約の相手方をして契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付させなければならないが、契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除することができる（茨木市財務規則第129条第1項及び第4項第1号）とされており、契約者は履行保証保険契約を締結しているが、契約日が大幅に遅延していた。</p>	措置状況
		措置済 令和3年11月9日
6	<p>【GIGAスクール構想に伴う情報機器借上料】</p> <p>長期継続契約を締結する際は、企画財政部契約検査課長に、次に掲げる内容について長期継続契約報告書を速やかに作成し、提出すること（茨木市長期継続契約に関する条例の事務取扱基準第5）とされている。本契約は令和2年11月16日に契約締結したが、長期継続契約報告書の提出は令和3年5月6日であり、大幅に遅延していた。</p>	措置状況
		措置済 令和3年11月9日
		<p>茨木市長期継続契約に関する条例の事務取扱基準第5を再度確認し、今後長期契約の際には、報告書を速やかに提出する。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年8月25日(水)～10月8日(金)	
監査対象部課	学校教育部 教育センター	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【GIGAスクール構想に伴う情報機器借上料】</p> <p>本件借上契約の入札においては、補足説明及び注意事項を参加者に追加で通知しているが、内容の決定及び通知に際して意思決定をしていなかった。この補足説明及び注意事項については、その内容に反している入札書が失格となる重要な通知である。そうであるにもかかわらず、権限者の意思決定をせずに作成し発出していることは、適切であるとは言えない。</p> <p>事務処理に際しては、必ず権限者の意思決定を行い、担当職員の独断によるものとの誤解を招くことがないように丁寧な事務を行われたい。</p>	<p>事務処理に際しては、担当職員の独断によるものとの誤解を招くことがないように、必ず権限者の意思決定を行い、丁寧な事務を行う。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和3年10月11日(月)～11月19日(金)		
監査対象部課	企画財政部 財政課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【クリアファイル(財政情報発信用)の購入】</p> <p>工事代金以外の対価の支払の時期は、地方公共団体が相手方から適法な支払請求を受けた日から30日以内の日としなければならない(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条第1項及び第14条)とされているが、クリアファイル購入代金の支払いを、請求日から30日以内に行っていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年12月15日
		<p>今後は、請求日から30日以内に支払われるよう処理いたします。</p>	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和3年10月11日（月）～ 11月19日（金）		
監査対象部課	企画財政部 市民会館跡地活用推進課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【IBALAB@広場ウッドデッキ等修繕料】</p> <p>契約担当者は、契約を締結したときは、直ちに契約の相手方をして契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付させなければならない（茨木市財務規則第129条第1項）としているが、契約保証金を納付させていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年12月15日
		<p>本件は、財務規則第129条第4項第6号（契約金額130万円未満、履行確実）に該当する案件ですが、事務処理の誤りにより正しい表記がされていませんでした。</p> <p>今後、同様の事案において注意をして事務を執行いたします。</p>	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和3年10月11日（月）～ 11月19日（金）		
監査対象部課	企画財政部 DX推進チーム		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【アプリ構築プラットフォーム使用料】</p> <p>予算執行者は、一般競争入札に付するとき は、あらかじめ、当該一般競争入札に付する事 項の価格の総額について予定価格を定めなけれ ばならない。随意契約についても準用する（茨 木市財務規則第111条第1項及び第125条）とさ れているが、変更契約にかかる予定価格調書 を作成していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年12月7日
		<p>変更契約事務に関する認識が不十分であつ たため、変更契約事務に係る業務フローを作 成するとともにフロー中に根拠規定も明記 し、フローを参照しながら事務を行うことと した。</p>	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年10月11日（月）～ 11月19日（金）	
監査対象部課	企画財政部 DX推進チーム	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【デジタル専門人材支援費用負担金】</p> <p>本件では、人材支援を受けるにあたり締結している連携協定書において、目的を達成するために取り組む事項を掲げており、それらを効果的に推進するための具体的な取組内容及び実施方法については、市及び相手方の合意の上、決定する（連携協定書第2条第2項）としている。また、市の設備を当該人材が利用することができるものとし、設備の利用方法等詳細は別途市及び相手方の協議の上、決定する（連携協定書第2条第4項）とし、協議を行っている。しかしながら、協議の内容を起案・決裁していなかった。協定で定めた事項であることから、起案・決裁のうえ保存されたい。</p>	<p>協定で定めた事項の再確認を行い、適切な事務に努めてまいります。また、協議内容を起案・決裁し、保存いたします。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類		定期監査等	
監査実施期間		令和3年10月11日(月)～11月19日(金)	
監査対象部課		福祉部 福祉総合相談課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	【市内事業所の物品販売促進実費徴収金】 在庫管理表の在庫数と物品の実数が一致していない事例が見受けられた。	措置状況	措置済 令和3年12月1日
		12月1日より、棚卸差異をなくし、管理表と在庫数を一致。今後、十分注意し、適正な事務処理を行います。	
2	【茨木市障害者緊急一時保護事業(短期入所)業務委託料】 見積徴収時と契約締結時とで仕様書が相違していた。	措置状況	措置済 令和3年12月1日
		今後、契約事務を行う際には、十分に注意いたします。	
3	【茨木市障害者虐待通報受理業務委託料】 執行伺、指名通知及び契約書には、長期継続契約であることを明記する(長期継続契約事務にあたっての留意事項)とされているが、明記していなかった。	措置状況	措置済 令和3年12月1日
		今後、長期継続契約を行う際には、契約担当課が示している留意事項に沿って、適切に事務を執行いたします。	
4	【茨木市障害者虐待通報受理業務委託料】 長期継続契約の手続きにおいて、執行伺には当該契約に係る当年度予算額と契約期間全体の予定総額を併記すること(長期継続契約事務にあたっての留意事項)とされているが、当年度予算額のみを記載していた。	措置状況	措置済 令和3年12月1日
		今後、長期継続契約を行う際には、契約担当課が示している留意事項に沿って、適切に事務を執行いたします。	
5	【茨木市障害者虐待通報受理業務委託料】 長期継続契約の手続きにおいて、予定価格については月額(ただし、月額表示が出来ないものについてはこの限りでない。)で設定するものとされ、また、入札(見積)金額は、原則として月額とする(長期継続契約事務にあたっての留意事項)とされており、実際の支払いも月額払いとしているにもかかわらず、予定価格及び見積金額について年額で設定していた。	措置状況	措置済 令和3年12月1日
		今後、長期継続契約を行う際には、契約担当課が示している留意事項に沿って、適切に事務を執行いたします。	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年10月11日（月）～ 11月19日（金）	
監査対象部課	福祉部 福祉総合相談課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告
6	<p>【茨木市障害者虐待通報受理業務委託料】</p> <p>契約保証金は契約期間の総額で判断する（長期継続契約事務にあたっての留意事項）とされているが、単年度契約金額で判断していた。</p>	措置状況 措置済 令和3年12月1日
		<p>今後、長期継続契約を行う際には、契約担当課が示している留意事項に沿って、適切に事務を執行いたします。</p>
7	<p>【茨木市障害者虐待通報受理業務委託料】</p> <p>委託料を月ごとに分割して支払っているが、契約書に分割払いの規定を設けていなかった。</p>	措置状況 措置済 令和4年1月1日
		<p>契約書の変更を行い、契約金額を月額に変更します。（R3.12.15）</p> <p>契約書の変更を行い、契約金額を月額に変更しました。（R4.1.1）</p>
8	<p>【茨木市障害者虐待通報受理業務委託料】</p> <p>契約解除に伴う違約金の金額を契約書に記載する場合は、「契約期間の総額」で判断すること（契約事務 庶務担当者研修資料）とされており、契約期間の総額から違約金額を計算すべきところ、単年度契約金額から計算した金額を記載していた。</p>	措置状況 措置済 令和4年1月1日
		<p>契約書の変更を行い、正しい違約金の金額を設定いたします。（R3.12.15）</p> <p>契約書の変更を行い、正しい違約金の金額を設定いたしました。（R4.1.1）</p>
9	<p>【茨木市障害者虐待通報受理業務委託料】</p> <p>契約約款中にこの契約を締結した日の属する翌会計年度以降において、この契約に係る予算が削除又は減額された場合は、この契約を変更し、又は解除することができる旨の規定を設けること（茨木市長期継続契約に関する条例の事務取扱基準 第4）とされているが、契約書に規定を設けていなかった。</p>	措置状況 措置済 令和4年1月1日
		<p>契約書の変更を行い、指摘内容の規定を設けます。（R3.12.15）</p> <p>契約書の変更を行い、指摘内容の規定を設けました。（R4.1.1）</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和3年10月11日(月)～11月19日(金)		
監査対象部課	福祉部 福祉総合相談課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
10	<p>【新型コロナウイルス感染症陽性者又は濃厚接触者世帯に対する日用品等の配達支援委託料】</p> <p>契約金額が500万円以上の契約を締結する契約相手方には、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出するように求める(茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱第10)とされているが、提出を求めているいなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年12月1日
		今後、十分注意し、適正な事務処理を行います。	
11	<p>【新型コロナウイルス感染症陽性者又は濃厚接触者世帯に対する日用品等の配達支援委託料】</p> <p>予算執行者は、一般競争入札に付するときは、あらかじめ、当該一般競争入札に付する事項の価格の総額について予定価格を定めなければならない。随意契約についても準用する(茨木市財務規則第111条第1項及び第125条)とされているが、変更契約にかかる予定価格調書を作成していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年12月1日
		今後、契約変更に係る予定価格調書について十分注意し、適正な事務処理を行う。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年10月11日（月）～ 11月19日（金）	
監査対象部課	福祉部 福祉総合相談課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【茨木市障害者緊急一時保護事業（短期入所）業務委託料】</p> <p>本委託契約の契約金額には、委託業務の実施に係る費用（総額）と、入所者の食事の提供等に係る実費負担分の費用（単価）がある。しかしながら、契約締結時の伝票処理にあたっての契約金額は委託業務の実施に係る費用のみの額であり、食事の提供等に係る実費負担分は単価契約であることから、費用負担ごとの請求を受けて、支出負担行為兼支出命令書において、支出負担行為の意思決定と支出の意思決定を併せて行っている。総価契約と単価契約を同一の契約で取り扱うことは事務処理上効率的とはいいがたいので、整理されたい。</p>	<p>今後は、居室確保部分である総価契約部分と食事提供等の実費負担分である単価契約について、別契約を行います。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年10月11日（月）～ 11月19日（金）	
監査対象部課	福祉部 福祉総合相談課	
委員意見		今後の方針等
2	<p>【茨木市障害者虐待通報受理業務委託料】</p> <p>普通地方公共団体の契約は、競争入札が原則であるが、その性質又は目的が競争入札に適さないもので、特定の事業者を指定して契約を締結する方式を、一者特命随意契約と一般的に呼ばれている。随意契約は、競争入札に比べて手続が容易で、信用や能力の確実な者を選ぶことができる等の長所を有するが、反面、公正な契約の締結が確保されないおそれがあり、また、濫用により不正の温床となり得る等の短所を有していることから、安易に用いることは慎むべきである。</p> <p>本市では、随意契約を用いるにあたって、技術の特殊性や経済的合理性等を客観的、総合的に判断した理由等を整理するとともに、詳しく具体的な説明を記載することとしている。</p> <p>本件業務委託は、随意契約の理由を「公募型プロポーザル方式による提案募集を実施したが、事業者の応募がなかったため、条件を変更し、再度調査・調整をした結果、当該業務を遂行できる事業者が、ALSOKあんしんケアサポート株式会社のみであったため」としているが、この理由では、一者特命随意契約の相手方を選定する合理的で客観的な説明が十分になされているとは言いがたく、また、公募型プロポーザル方式の中止後に予定価格や仕様などの条件を変更していないにもかかわらず、「条件を変更し、…」とするのは正確ではない。</p> <p>選定した理由については、正確かつ十分に記載されたい。</p>	<p>今後は、随意契約の理由及び一者特命随意契約の理由について、正確かつ十分に記載するようにいたします。</p>
3	<p>【新型コロナウイルス感染症陽性者又は濃厚接触者世帯に対する日用品等の配達支援委託料】</p> <p>必要経費を算出するに当たり、日用品・食料品・乳児食等の1パックごとの金額が示されているが、各パックの内容及び単価の算出根拠を記載していなかったため、積算根拠を記載されたい。</p>	<p>今後は、各パックの算出根拠を記載するようにいたします。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類		定期監査等	
監査実施期間		令和3年10月11日（月）～ 11月19日（金）	
監査対象部課		福祉部 障害福祉課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【重度障害者福祉タクシー助成返還金（過年度）】</p> <p>決裁された事案を施行する場合において、外部に発する文書の発信者名は、市長名を用いる（茨木市文書管理規則第35条第1項）とされているが、助成金返還通知の発信者名を障害福祉課長としていた。</p>	措置状況	措置済 令和3年12月15日
		<p>今後は適正に処理いたします。</p>	
2	<p>【障害当事者参画促進事業業務委託料】</p> <p>契約担当者は、契約を締結しようとするときは、当事者の債務不履行の場合における遅延利息その他の損害金を記載した契約書を作成しなければならない（茨木市財務規則第127条第1項第8号）とされているが、規定していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年12月15日
		<p>今後は規定に漏れない契約書を作成いたします。</p>	
3	<p>【重度障害者住宅改造助成】</p> <p>支給申請書には改造工事の計画書を添えて市長に申請しなければならない（茨木市重度障害者等住宅改造助成事業実施要綱第9）としているが、計画書を提出させていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年12月15日
		<p>今後は適正に措置します。</p>	
4	<p>【重度障害者住宅改造助成】</p> <p>確定通知書の日付及び指令番号が誤った請求書を受理し、助成金を支払っていた。</p>	措置状況	措置済 令和3年12月15日
		<p>請求書の内容を確認します。</p>	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年10月11日（月）～ 11月19日（金）	
監査対象部課	福祉部 障害福祉課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【重度障害者福祉タクシー助成返還金（過年度）】</p> <p>本件返還金について、返還を求める通知文で、支払金額を分割して納付期限を設定していたが、返還金は一括全額納付することが原則であり、分割を前提とした返還通知を送付することは適切ではないので、適切に処理されたい。</p>	<p>今後は適正に処理いたします。</p>
2	<p>【重度障害者福祉タクシー助成返還金（過年度）】</p> <p>担当課では、返還金を算出するにあたり、茨木市重度障害者福祉タクシー利用料請求書に添付された利用状況報告書及び使用済みの利用券だけでは返還金を算出することができないため、相手方に平成28年1月4日から令和2年10月31日までの運行記録の提出を求めている。</p> <p>運行記録は返還金算出後に相手方に返還したとのことであるが、返還金算出の根拠となる書類であることから、複写して保存するなど適正に管理されたい。</p>	<p>今後は適正に処理いたします。</p>
3	<p>【障害当事者参画促進事業業務委託料】</p> <p>普通地方公共団体の支出は、債権者及び債権金額が確定し、かつ、履行の時期が到来して初めて代価等の支払いをするという支出の原則がある。この支出の原則に対して、支出の特例として前金払があるが、前金払は、相手方の給付義務の完了前に支払をすることから、その必要性及び支払時期を十分検討し、安易に用いることは慎むべきである。</p> <p>本件業務委託は、前金払としているが、その理由を契約関係文書に記載していなかった。</p> <p>理由が明示されなければ、前金払を用いることが適切であるかの判断ができないので、取扱いを検討するとともに、契約関係文書には、前金払の理由を明記されたい。</p>	<p>今後は、契約関係書類に前金払の理由を明記致します。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年10月11日（月）～ 11月19日（金）	
監査対象部課	福祉部 障害福祉課	
委員意見		今後の方針等
4	<p>【障害当事者参画促進事業業務委託料】</p> <p>事業実施報告書類等に関しては、市が指定する期日までに委託者に提出すること（仕様書5（1）としており、事業実施報告書類として当事者参画促進事業日誌を収受しているが、受託者から市に対する送付文がなく、正式な文書であると判断できるものではなかった。契約で提出を規定する文書である以上、適切な形式を備えたもので提出されるよう、受託者に求められたい。</p>	<p>11月中に委託者に依頼し、12月報告分からは送付文を添付して提出するように対処済みです。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和3年10月11日(月)～11月19日(金)		
監査対象部課	健康医療部 長寿介護課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	【高齢者福祉タクシー料金返還金】 決裁された事案を施行する場合において、外部に発する文書の発信者名は、市長名を用いる(茨木市文書管理規則第35条第1項)とされているが、助成金返還通知の発信者名を長寿介護課長としていた。	措置状況	措置済 令和3年12月1日
		発信者名は市長に改めます。	
2	【不正利得に係る返還金】 不正利得に係る返還金については、地方税の滞納処分の例により処分することができる(介護保険法第144条、地方自治法第231条の3第3項)とされ、地方団体の徴収金を滞納処分により徴収する場合において、当該地方団体の徴収金に配当された金銭を地方税及び当該地方税の延滞金、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金に充てるべきときは、その金銭は、まず地方税に充てるものとする(地方税法第14条の5)とされているが、滞納処分による徴収金を加算金に優先的に充当していた。	措置状況	措置済 令和3年12月1日
		不正利得に係る返還金について地方税の滞納処分の例により処分すること、徴収金については優先的に返還金へ充当することを事務フロー及び引き継ぎ書に追記しました。	
3	【高齢者食の自立支援サービス事業委託料】 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により市の承諾を得たときは、この限りでない(契約書第7条)としているが、事業開始時点で再委託の承諾手続きを行っていなかった。	措置状況	措置済 令和3年12月1日
		事業開始時点での再委託が完了となるよう、事務を改めます。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年10月11日（月）～ 11月19日（金）	
監査対象部課	健康医療部 長寿介護課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【高齢者福祉タクシー料金返還金】</p> <p>本件返還金について、返還を求める通知文で、支払金額を分割して納付期限を設定していたが、返還金は一括全額納付することが原則であり、分割を前提とした返還通知を送付することは適切ではないので、適切に処理されたい。</p>	<p>相手方には返還金全額を記載した通知文及び納付書を送付し、相手方から分割納付の意思が示された場合に分割納付の相談に応じるよう改めます。</p>
2	<p>【高齢者福祉タクシー料金返還金】</p> <p>担当課では、返還金を算出するにあたり、茨木市高齢者福祉タクシー利用料請求書に添付された利用状況報告書及び使用済みの利用券だけでは返還金を算出することができないため、相手方に平成28年1月4日から令和2年10月31日までの運行記録の提出を求めている。</p> <p>運行記録は返還金算出後に相手方に返還したとのことであるが、返還金算出の根拠となる書類であることから、複写して保存するなど適正に管理されたい。</p>	<p>返還金算出に伴う根拠書類については、複写し保存するよう改めます。</p>
3	<p>【不正利得に係る返還金】</p> <p>債権の管理には、「債権の発生及び徴収に係る履歴」を記載した台帳を整備する（茨木市債権の管理に関する条例第4条及び同施行規則第2条）とされているが、不当利得返還金の債権管理台帳に、処理の経過や対応をした職員名を記録していない事例が見受けられ、記載内容が不十分であった。債権管理台帳は、滞納処分を行う上で、その処理過程を明らかにするものであることから、納付交渉の経過を詳細に記録するとともに、担当者名を記入し、責任の所在を明確にされたい。</p>	<p>債権管理台帳に担当者欄を追加しました。今後の債権管理事務においてより詳細に交渉経過を記録します。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年10月11日（月）～ 11月19日（金）	
監査対象部課	健康医療部 長寿介護課	
	委員意見	今後の方針等
4	<p>【不正利得に係る返還金】</p> <p>債権管理簿について、権限者による確認が行われていなかった。内部統制の観点から、権限者が日々確認し、確認したことの記録を残されたい。</p>	<p>意思決定（起案）等を行う際に、債権管理簿を添付し、決裁時に権限者による確認を行います。</p>
5	<p>【不正利得に係る返還金】</p> <p>債権管理簿を課のサーバー内にワードファイルで管理しているが、滞納処理の経過記録等の個人情報があり、個人情報保護の観点から、当該ファイルにパスワードを設定するなど、権限者を特定されたい。</p>	<p>各ファイルにパスワードを設定しました。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和3年10月11日（月）～ 11月19日（金）		
監査対象部課	健康医療部 保険年金課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【普通徴収保険料滞納分（後期高齢者医療保険料）】</p> <p>会計管理者又は収納出納員は、現金出納簿を備え、直接収納に係る現金等の受払いを記載して整理しなければならない（茨木市財務規則第44条第2項）とされているが、後期高齢者医療保険料等の直接収納について、現金出納簿を整備していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年12月1日
		現金出納簿を令和3年12月1日より整備する。	
2	<p>【令和3年度国民健康保険料決定通知書等印刷・封入封緘業務委託料】</p> <p>業務受託者は、前項に定める者（市に報告した委託業務の取扱責任者及び業務従事者）以外のものを委託業務に従事させてはならない（業務委託契約書第16条第2項）としているが、複数の者を従事させていた。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月30日
		今後、業務に従事する者については、すべて記載し、報告するように改める。	
3	<p>【令和3年度国民健康保険等事務関係業務委託料】</p> <p>業務受託者は、契約締結後2週間以内に本仕様書に基づく令和3年4月から令和4年3月までの業務実施計画書（手順、手法、業務サイクル等）を市に提出し、承認を得るものとする（業務委託仕様書10(1)）としているが、承認に係る起案・決裁を行っていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年11月30日
		指摘をふまえ、承認に係る起案・決裁を行った。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年10月11日（月）～ 11月19日（金）	
監査対象部課	健康医療部 保険年金課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【令和3年度国民健康保険等事務関係業務委託料】</p> <p>本市担当者、取扱責任者及び双方の委託業務契約責任者は、月に1回程度、業務の進捗状況の報告、問題点の整理、業務改善、業務実施計画等に係る協議、調整を行うものとする（業務委託仕様書11(1)）としており、協議を行っているとのことであるが、協議記録を作成していなかった。委託業務の実施内容に関する重要事項なので、必要な事項を記載した協議記録を作成し、起案・決裁のうえ、保存されたい。</p>	<p>今後、協議等を実施する場合は、記録し、所属長の承認を得ることとします。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等					
監査実施期間	令和3年10月11日（月）～ 11月19日（金）					
監査対象部課	産業環境部 農林課					
指摘事項	講じた措置又は経過の報告					
1	<p>【行政財産の目的外使用料】</p> <p>行政庁は、審査請求をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき審査請求をすることができる旨並びに審査請求をすべき行政庁及び審査請求をすることができる期間を書面で教示しなければならない（行政不服審査法第82条第1項）とされているが、行政財産使用許可書において、教示文中の文言及び審査請求期間に誤りがある事例が見受けられた。</p>	<table border="1"> <tr> <td>措置状況</td> <td>措置済 令和3年12月3日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">行政財産使用許可書について、財産活用課の最新のひな型を確認の上、教示文に変更があれば随時、時点修正するとともに、課内において周知しました。</td> </tr> </table>	措置状況	措置済 令和3年12月3日	行政財産使用許可書について、財産活用課の最新のひな型を確認の上、教示文に変更があれば随時、時点修正するとともに、課内において周知しました。	
措置状況	措置済 令和3年12月3日					
行政財産使用許可書について、財産活用課の最新のひな型を確認の上、教示文に変更があれば随時、時点修正するとともに、課内において周知しました。						
2	<p>【行政財産の目的外使用料】</p> <p>行政財産使用許可の手続きにおいて、全額免除の場合も、有償とした場合に徴することとなる使用料及び算定基礎を記載すること（行政財産の使用許可要領第5、1(3)とされており、また、行政財産使用許可書にも有償とした場合の使用料を記載することとされているが、使用料を免除している事例において、有償とした場合の使用料の年額を、誤って1か月分の金額で計算し、記載している事例が見受けられた。</p>	<table border="1"> <tr> <td>措置状況</td> <td>措置済 令和3年12月3日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有償とした場合の使用料の表記が1か月分の表記になっている案件について、相手方に表記の誤りと、次回更新時に修正する旨を伝えます。</td> </tr> </table>	措置状況	措置済 令和3年12月3日	有償とした場合の使用料の表記が1か月分の表記になっている案件について、相手方に表記の誤りと、次回更新時に修正する旨を伝えます。	
措置状況	措置済 令和3年12月3日					
有償とした場合の使用料の表記が1か月分の表記になっている案件について、相手方に表記の誤りと、次回更新時に修正する旨を伝えます。						
3	<p>【茨木市農空間多面的機能保全事業補助金】</p> <p>補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない（茨木市農空間多面的機能保全事業補助要綱第15）としている。</p> <p>しかしながら、交付決定通知において補助対象者に付している条件で、本補助事業の施行に関する書類等の保存について、補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間としていた。</p> <p>また、補助金交付申請に際し団体の規約を提出させているが、書類の保存に関する規定が、事業終了年度の翌年度から5年となっていた。</p>	<table border="1"> <tr> <td>措置状況</td> <td>措置済 令和3年12月1日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">補助事業の施行に関する書類及び帳簿等の保存期間が大阪府耕地事業補助金交付要綱においても事業完了の翌年度から起算して10カ年間を掲げられていることから、本市要綱の基づき10カ年とし、交付決定通知において保存期間の徹底周知を行うとともに、団体の規約についても総会開催時に10カ年間に見直すための周知を行い、団体から一定の了解を得た。</td> </tr> </table>	措置状況	措置済 令和3年12月1日	補助事業の施行に関する書類及び帳簿等の保存期間が大阪府耕地事業補助金交付要綱においても事業完了の翌年度から起算して10カ年間を掲げられていることから、本市要綱の基づき10カ年とし、交付決定通知において保存期間の徹底周知を行うとともに、団体の規約についても総会開催時に10カ年間に見直すための周知を行い、団体から一定の了解を得た。	
措置状況	措置済 令和3年12月1日					
補助事業の施行に関する書類及び帳簿等の保存期間が大阪府耕地事業補助金交付要綱においても事業完了の翌年度から起算して10カ年間を掲げられていることから、本市要綱の基づき10カ年とし、交付決定通知において保存期間の徹底周知を行うとともに、団体の規約についても総会開催時に10カ年間に見直すための周知を行い、団体から一定の了解を得た。						

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年10月11日（月）～ 11月19日（金）	
監査対象部課	産業環境部 農林課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【行政財産の目的外使用料】</p> <p>行政財産の目的外使用料の徴収状況について、一覧表形式による管理が行われていなかった。各債権の金額、相手方、納付期限、納付日などについて、担当者以外の者であっても現状が把握できるような方法、様式を検討するとともに、適切な債権管理の方法を検討されたい。</p>	行政財産目的外使用料徴収一覧表を作成し、適切な債権管理に努めます。
2	<p>【行政財産の目的外使用料】</p> <p>使用者に送付する納入通知書について、調定伝票の起票時に添付することで決裁されたものとしているが、別途起案処理をされたい。</p>	調定伝票の起票時に起案処理を行います。
3	<p>【茨木市農空間多面的機能保全事業補助金】</p> <p>市長は、補助金の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて補助金を決定する（茨木市農空間多面的機能保全事業補助要綱第6）としている。</p> <p>補助金交付決定の起案文書である支出負担行為において、補助金の交付申請の内容について審査した結果、適当と認められると記載している。しかしながら、申請内容が補助対象事業に該当するかどうかや、他の法令の要件を満たすかどうか等について、審査した内容が記載されていなかった。申請内容の審査は、補助金交付事務の適正性を担保し、行為の正当性を証明する重要な手続きであるので、内容を記載されたい。</p>	補助金の申請があったときは、茨木市農空間多面的機能保全事業補助要綱第6に基づき、適切な審査を実施し、適当と認めたものについて補助金を決定するとともに、審査した内容を記載します。

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等
監査実施期間	令和3年10月11日（月）～ 11月19日（金）
監査対象部課	産業環境部 農林課
委員意見	今後の方針等
<p>4 【茨木市農空間多面的機能保全事業補助金】</p> <p>普通地方公共団体の支出は、債権者及び債権金額が確定し、かつ、履行の時期が到来して初めて代価などの支払をするという支出の原則がある。この支出の原則に対して、支出の特例として概算払があり、地方自治法施行令第162条第3号で概算払ができる経費として、補助金、負担金及び交付金が挙げられている。しかしながら、概算払は、相手方の給付義務の完了前に支払をすることから、その必要性及び支払時期を十分検討し、安易に用いることは慎むべきである。</p> <p>本件補助金の交付手続きでは、市長は補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、補助金を概算払により交付する（茨木市農空間多面的機能保全事業補助要綱第8）としており、無条件に概算払をする規定となっている。</p> <p>支出の原則や、内部統制の観点から、適切であるとはいいがたいので、要綱の見直しを検討されたい。</p>	<p>補助金の概算払については、茨木市農空間多面的機能保全事業補助金の改正を行い、必要性及び支払時期を十分検討します。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類		定期監査等	
監査実施期間		令和3年10月11日（月）～ 11月19日（金）	
監査対象部課		産業環境部 環境事業課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【消防設備法定点検手数料】</p> <p>契約締結伺において、仕様書を添付しないで決裁していた。</p>	措置状況	措置済 令和3年12月9日
		<p>今後は、適正に処理します。</p>	
2	<p>【消防設備法定点検手数料】</p> <p>受託者は、別添の仕様書により業務を処理しなければならない（契約書第2条）としているが、契約書に仕様書を添付していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年12月23日
		<p>今後は、適正に処理します。（R3.12.15）</p> <p>委託者、受託者の双方の契約書に仕様書を添付しました。（R3.12.23）</p>	
3	<p>【消防設備法定点検手数料】</p> <p>契約保証金は、茨木市財務規則第129条4項1号に基づき、免除する（契約書第5条）としており、茨木市財務規則第129条4項1号では、契約保証金を免除する要件として、市を保険者とする履行保険契約を締結したときとしている。しかしながら、本件においては、履行保険契約を締結していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年12月23日
		<p>履行保険契約により契約保証金を免除するとしておりましたが、契約保証金免除申請書が提出されていることから、茨木市財務規則第129条4項3号とすべきところを1号とした錯誤があったとして、契約書条文の修正を行います。（R3.12.15）</p> <p>委託者、受託者の双方の契約書の該当条文の修正を行いました。（R3.12.23）</p>	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年11月22日（月）～ 令和4年1月14日（金）	
監査対象部課	総務部 総務課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【令和3年経済センサス - 活動調査指導員報酬】</p> <p>指導員証及び調査員証は、任命の辞令にかわるものであり身分証明書にあたる。また、未使用や書き損じの印影印刷済みの員証であっても、必ず大阪府へ返却するよう求められ、厳密な管理が必要である。</p> <p>しかしながら、指導員証及び調査員証の受払簿について、権限者が都度確認したかの記録が残されていなかった。内部統制の観点から、権限者が都度確認し、押印すること等を検討されたい。</p>	<p>経済センサス - 活動調査をはじめとする基幹統計調査は、調査を実施するにあたっての詳細な事務執行の仕方について、所管する省庁及び大阪府が示すことになっています。今後、国・府へ今回の調査を通じての反省点等を申し述べる機会がありますので、その際にご意見を踏まえた改善が図られるよう、意見をまいります。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和3年11月22日（月）～ 令和4年1月14日（金）		
監査対象部課	総務部 危機管理課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【地域版避難所運営マニュアル作成等支援業務委託料】</p> <p>本件業務委託に係る地域版避難所運営マニュアル作成の支援対象は3団体としており、作成の意向のあった6団体による抽選会を実施したが、抽選結果について、起案・決裁をしていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年1月17日
		再度、同様の事案が発生することのないよう、対外的に発出する文書については、必ず文書管理システムによる起案・決裁を行うことを徹底するよう課内で周知いたしました。	
2	<p>【地域版避難所運営マニュアル作成等支援業務委託料】</p> <p>清溪地区自主防災会が地域版避難所運営マニュアル作成の支援を辞退したことによる中津校区自主防災会の繰上げ当選について、起案・決裁をしていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年1月17日
		再度、同様の事案が発生することのないよう、対外的に発出する文書については、必ず文書管理システムによる起案・決裁を行うことを徹底するよう課内で周知いたしました。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年11月22日（月）～ 令和4年1月14日（金）	
監査対象部課	総務部 危機管理課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【備蓄拠点管理業務委託料】</p> <p>備蓄拠点物品管理表は、内部統制の観点から、備蓄物資の回収や保管場所の変更に伴う備蓄物資の移動及び棚卸し時には、権限者による確認を実施されたい。</p>	<p>定期的に備蓄拠点物品管理表を回覧するなど、備蓄物資の保管状況を権限者が確認できる仕組みづくりを検討いたします。</p>
2	<p>【備蓄拠点管理業務委託料】</p> <p>主に備蓄物資は、災害用生活物資備蓄拠点（余裕教室等）及び災害用備蓄保管庫（指定避難所）で保管しているが、定期的な棚卸しができていなかったため、今年度より、一部の備蓄拠点及び備蓄保管庫で業務委託による棚卸しを開始したところである。</p> <p>備蓄物資の管理は、平常時から重要となることから、早急に全ての備蓄拠点及び備蓄保管庫の棚卸しを実施し、備蓄物資の保管状況を把握するとともに、今後の棚卸しの実施計画等についても検討されたい。</p> <p>また、備蓄物資の管理は、現在、エクセルファイルで管理しており、令和2年度に導入した茨木市防災情報システムや国の物資調達・輸送調整等支援システムの管理システムは使用していない。システムにより機能や管理方法は異なるが、システムの利点や課題を整理し、システムによる管理を検討されたい。</p>	<p>備蓄拠点及び備蓄品保管庫の棚卸しについては、できる限り早期に完了させるよう努めてまいります。</p> <p>また、システムによる備蓄物資の管理については、大規模災害時の救援物資に係る国・大阪府との調整については、国の物資調達・輸送調整等支援システムにより行われるため、国のシステムの活用を基本として、その他のシステムの活用も検討してまいります。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和3年11月22日（月）～ 令和4年1月14日（金）		
監査対象部課	総務部 秘書課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【賞賜金（激励金・弔慰金）】</p> <p>前渡資金として支出した現金を管理するため、前渡資金整理簿を作成しているが、現金取引の都度記載しておらず、また、現金有高の確認をしていない事例が見受けられた。</p>	措置状況	措置済 令和4年1月14日
		必ず、現金取引の都度、前渡資金整理簿に記載するとともに、現金有無の確認を行います。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年11月22日（月）～ 令和4年1月14日（金）	
監査対象部課	総務部 秘書課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【賞賜金（激励金・弔慰金）】</p> <p>前渡資金として支出した賞賜金の一部を現金で保管し、入出金の内容を前渡資金整理簿に記録しているが、権限者が都度確認していることの記録がない事例が見受けられた。内部統制の観点から、権限者が都度確認し、確認したことの記録を残されたい。</p>	<p>前渡資金整理簿について、現金入出時には、必ず、権限者がその確認を行い、確認の記録を残します。</p>
2	<p>【賞賜金（激励金・弔慰金）】</p> <p>前渡資金整理簿について、製本冊子ではなく、差替え可能な用紙をファイルに綴って整理簿としていた。</p> <p>連続性が求められる現金管理の帳簿としては適切であるとはいいがたいので、製本冊子の使用を検討されたい。</p>	<p>前渡資金整理簿について、今後、製本冊子を使用いたします。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類		定期監査等	
監査実施期間		令和3年11月22日（月）～ 令和4年1月14日（金）	
監査対象部課		総務部 人事課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【各種返還金】</p> <p>納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならぬ（地方自治法施行令第154条第3項）とされているが、納付書に納期限を記載していない事例が見受けられた。</p>	措置状況	措置済 令和4年2月1日
	<p>今般事例における上記日付以降の納付書に、納付期限を記載しており、今後の事例においても、納入の通知の際は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書により、適切な事務処理を行います。</p>		
2	<p>【各種返還金】</p> <p>不当利得の返還について、根拠なく分割弁済で処理している事例が見受けられた。</p>	措置状況	措置済 令和4年3月28日
	<p>今般事例については、年度内の完済に向けて、期日内に納付されていることを確認しており、今後納付が遅れる場合は、早急に財産状況聞き取り調査表等により、適当な返済金額の調査と経過の記録を残し、分納誓約書等により、適切な事務処理を行います。 (R4. 2. 11)</p> <p>事例2件のうち、1件は3月最終弁済分にて完済予定です。残りの1件については、最終弁済分の分割納付を希望されましたので、個人情報の同意書の取入れと財産状況聞き取り調査を行い、分割金額については対象者と調整を行っております。(R4. 3. 15)</p> <p>事例2件のうち、1件は当初予定通り令和4年3月に完済。残り1件については、財産調書により適正な分割金額を設定し、個人情報の同意書、分納誓約書を取入れ、適正な事務処理を行い、令和4年7月に完済。</p>		
3	<p>【各種返還金】</p> <p>市長は、市の債権を適正に管理するために、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする（茨木市債権の管理に関する条例第4条）とされ、規則で定める事項として、債権の名称、債務者の氏名及び住所、債権の額、債権の発生及び徴収に係る履歴（同条例施行規則第2条）とされている。 しかしながら、台帳を整備していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年2月1日
	<p>今後の事例においては、分割弁済誓約書において、債権の名称、債務者の氏名及び住所、債権の額、債権の発生及び徴収に係る履歴を整備いたします。今般事例については、上記日付時点で、債権管理台帳を作成し対応いたしました。</p>		

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和3年11月22日(月)～令和4年1月14日(金)		
監査対象部課	総務部 人事課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
4	【刺しゅう等手数料】 見積徴取に際し、仕様書に予定数量を記載していなかった。	措置状況	措置済 令和4年2月5日
		今後の見積徴取に際しての仕様書については、予定数量を記載するよう見直しを行っており、今後も再発防止に努めます。	
5	【刺しゅう等手数料】 見積要項書において、採用業者は、各項目ごとに設定している予定価格以下の見積者で、かつ、提出された見積金額に予定着数を乗じた総合計金額の最低価格の見積者とする(見積要項書 注意事項5)としているが、予定価格を超えた見積りをした項目があった見積者を採用業者としていた。	措置状況	措置済 令和4年2月5日
		今後の見積者の採用にあたっては、見積要項書の要件を満たしているかの確認を徹底し、再発防止に努めます。	
6	【刺しゅう等手数料】 本件手数料について、当該業務の予算額を超えた金額を執行しているが、予算措置を行っていないかった。	措置状況	措置済 令和4年2月5日
		今後の予算要求にあたっては、必要数量を適切に把握し計上いたします。また、予算執行についても、予算額を超過しないよう注意し、再発防止に努めます。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年11月22日（月）～ 令和4年1月14日（金）	
監査対象部課	総務部 人事課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【各種返還金】</p> <p>自治体は、滞納された債権を一括全額回収することが原則であるが、債務者が一定の要件に該当する場合には、その者の申請に基づき一定の期間に限り、納付の猶予または履行期限の延長をすることができる旨が法令等に規定されている。その場合、債務額を適宜分割して納付することを妨げないとされており、本来の納期限を超えて分割納付することが可能となる。</p> <p>非強制徴収公債権及び私債権については、地方自治法施行令第171条の6に履行期限の延長条項が定められている。しかし、法令等に適用要件や手続きが細かく規定されているため、実情として、多くの自治体では、法令等に基づかない分割納付が取り扱われている。</p> <p>これは、法令等の要件には当てはまらないものの、債務者の返済能力等に応じた柔軟な解決を図るため、債務者が分割で納付するという旨の誓約書を差し入れ、自治体が、事実上、その内容に従って納付を猶予するものであり、時効の更新効果とともに、より効率的かつ効果的な債権回収を行うためのものである。</p> <p>しかしながら、本件返還金について、債務承認を相手に求めず、分割弁済の誓約書の提出がないにもかかわらず分割弁済としており、分割弁済に至った経過の記録も残していない事例が見受けられた。速やかに適切な事務処理を行われない。</p>	<p>報酬等の返金については一括金額回収が基本ですが、一括での回収が困難と判断される場合には、例外的に分割返済による方法をとってきました。しかしながら、手続きに不備があったことを踏まえて、今後の事例においては、分割弁済の誓約書や分割弁済に至った経過の記録、個人情報調査・同意及び利用に関する同意書、財産状況の調査票等により、法令に従って事務処理を適切に行ってまいります。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年11月22日（月）～ 令和4年1月14日（金）	
監査対象部課	総務部 人事課	
委員意見		今後の方針等
2	<p>【刺しゅう等手数料】</p> <p>見積徴取に際し、仕様書に、予定数量や刺しゅうの大きさ、色、材質等の詳細を記載していなかった。仕様書は、業務執行にあたって、発注者が受注者へどのような業務をどのような条件で依頼しているかを誤解なく伝達し、伝達した証拠となる重要な資料である。また、仕様書を作成し契約相手方へ提示するということは、本市の希望する業務内容に基づいて、契約相手方が受注金額を誤解なく算定するうえで欠くことのできないものである。</p> <p>仕様を明文化し、意思疎通に齟齬の発生しないよう努められたい。</p>	<p>今後の見積徴取に際しての仕様書においては、予定数量や刺しゅうの大きさ、色、刺しゅうする生地の材質等詳細を明文化するよう修正し、本市と契約相手方との間で業務内容に齟齬が発生しないよう努めます。</p>
3	<p>【刺しゅう等手数料】</p> <p>見積要項書において、見積書を封筒に入れ密封のうえ提出することとしておらず、封がされていない封筒での提出を受け付けていた。契約事務の公正性を担保する観点から適切であるとはいえないので、取扱いを改めることを検討されたい。</p>	<p>今後の見積要項書においては、「見積書は、必ず自社の封筒に入れ密封のうえ提出すること。」と記載し、封のされた封筒での提出を受け付け、見積書が揃った時点で一斉に開封するよう、契約事務の公正に努めます。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年11月22日（月）～ 令和4年1月14日（金）	
監査対象部課	総務部 人事課	
委員意見		今後の方針等
4	<p>【刺しゅう等手数料】</p> <p>本件業務は、制服へのネームの刺しゅう等をするもので、1件ごとの単価による支払いを行っている。</p> <p>この業務には、人事課の所管する業務と、環境事業課の所管する業務があり、受託者選定及び契約締結手続きまでの事務を人事課がまとめて執行している。</p> <p>しかしながら、環境事業課は人事課に対して契約手続きの委任等をしていないにもかかわらず、人事課が本来執行する権限のない環境事業課の業務の事務を執行していた。また、業務の仕様についても、見積に際し、予算の裏付けのない内容を見積業者に示して見積を行わせており、適正な事務執行とはかけ離れた状態であった。</p> <p>本件業務の問題点として、まず、事務の開始にあたり予定数量や予算措置等の必要な状況確認を行わず、ただ漫然と前例踏襲を行っていることが、適正な事務処理ができていない大きな要因であると考えられる。</p> <p>次に、契約委任等の手続きを経た場合を除き、他課の所管する予算及び業務の執行はできないという当然のことを理解していないという点にも問題がある。</p> <p>また、地方公共団体の事業は原則全て予算の裏付けに基づき行われるもので、予算の裏付けのない契約等の行為は地方自治法の規定に反するものでもあるという財務事務の基本を理解していないことも明らかである。</p> <p>事務処理方法全般を今一度見直すとともに、状況を整理し、適切な事務執行をされたい。</p>	<p>今後につきましては、契約事務を開始するにあたり、予算措置等の確認を行ったうえで見積業者に示すとともに、環境事業課で執行する予算についての見積徴取は行わず、それぞれで予算執行を行い適正な事務の執行を行います。</p> <p>また、今回の結果を踏まえ、所属内で財務事務の知識を身に付けるよう徹底するほか、事務処理方法全般を見直し、前例踏襲ではなく財務事務に基づいた適正な事務処理を行うことにより、再発防止に努めます。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和3年11月22日(月)～令和4年1月14日(金)		
監査対象部課	総務部 市民税課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【市民税等関連諸用紙印刷・印字・封入封緘等業務委託料】</p> <p>契約書の契約日付が鉛筆で記入されていた。</p>	措置状況	措置済 令和4年1月28日
		令和3年度に締結した契約書について、指摘事項について確認を行い、指摘された契約書以外に鉛筆で記入されたものが無いことを確認した。	
2	<p>【市民税等関連諸用紙印刷・印字・封入封緘等業務委託料】</p> <p>市は、実績報告書及び委託料請求書が正当であると認めたときは、委託料を支払うものとする(契約書第15条第3項)とされており、令和3年5月31日に委託料の支出命令を起票している。しかしながら実績報告書の收受処理は6月1日付であった。実績報告書が正当であるかを確認せずに支出処理をしていた。</p>	措置状況	措置済 令和4年1月28日
		納品書、実績報告書については、受領次第すぐに供覧処理を行うことを徹底するよう課員に指示した。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年11月22日（月）～ 令和4年1月14日（金）	
監査対象部課	総務部 市民税課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【市民税等関連諸用紙印刷・印字・封入封緘等業務委託料】</p> <p>「軽自動車税通知関連業務」業務委託にかかる取扱責任者及び業務従事者報告書について、契約開始日が令和3年4月1日であるにもかかわらず、書類の提出が4月26日と遅延していた。</p> <p>当該報告は、報告されたもの以外を委託業務に従事させてはならないと契約書でも規定するように、個人情報の取扱いにおける重要事項である。</p> <p>本件業務委託は、税に関する情報を取り扱うという、個人情報の取扱いには一層の慎重さが要求されるものである。従って市は、業務開始時点までに取扱責任者を把握しておくべきである。適切な事務管理を行われたい。</p>	<p>今後は書類の提出が遅延しないように事務管理に努める。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和3年11月22日(月)～令和4年1月14日(金)		
監査対象部課	水道部 総務課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【受付及び修繕待機等業務委託料】 【茨木市水道事業ビジョン中間見直し及び茨木市水道事業経営戦略改定等業務委託料】</p> <p>業者あてに発出すべき見積書提出依頼文書について、起案・決裁をしていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年1月27日
		今後、見積書提出依頼文書について、起案・決裁を行います。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年11月22日（月）～ 令和4年1月14日（金）	
監査対象部課	水道部 総務課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【受付及び修繕待機等業務委託料】</p> <p>本件業務委託について、業務時間は、週休日及び休日の終日（午前9時から翌朝9時まで）及び平日の夜間（午後5時から翌朝9時まで）とする（業務仕様書第1）としているが、契約の委託期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとしていることから、3月31日の業務の終了時刻について、4月1日午前0時まで又は午前9時までとするのか不明瞭である。契約における委託期間満了日の業務終了時点について、明確にされたい。</p>	<p>今後は、契約における委託期間満了日の業務終了時点について、明確に記載します。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年11月22日（月）～ 令和4年1月14日（金）	
監査対象部課	消防本部 総務課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【行政財産の目的外使用料】</p> <p>行政財産の目的外使用料の徴収状況について、一覧表形式による管理が行われていなかった。各債権の金額、相手方、納付期限、納付日などについて、担当者以外の者であっても現状が把握できるような方法、様式を検討するとともに、適切な債権管理の方法を検討されたい。</p>	<p>現在、共有しているファイルにて各債権の金額、相手方、納付期限、納付日等を把握できるように修正します。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和3年11月22日(月)～令和4年1月14日(金)		
監査対象部課	消防本部 警備課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【多言語通訳システム業務委託料】</p> <p>月次報告及び完了(実績)報告に記載すべき項目及び提出方法については、契約締結後、速やかに受託者が企画立案し、市の事前承諾を得ること(仕様書4(6))としているが、承諾に係る起案・決裁をしていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年1月14日
		<p>契約締結後、仕様書に記載されている提出物及び事前承諾が必要なものについては、速やかに収受又は決裁処理を行う。</p> <p>また、市が提出することを求めている書類やその内容が適切であるかを、「事務処理ミスの減少に係るチェックリスト」を活用して確認します。</p>	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和3年11月22日（月）～ 令和4年1月14日（金）	
監査対象部課	消防本部 警備課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【多言語通訳システム業務委託料】</p> <p>受託者は、市に対して月次報告を行うこと（仕様書4(6)ア(ア)）、また、月次報告及び完了（実績）報告に記載すべき項目及び提出方法については、契約締結後、速やかに受託者が企画立案し、市の事前承諾を得ること（仕様書4(6)）としており、受託者から報告書様式の案及び月次報告書が提出されているが、いずれも受託者から市に対する送付文がなく、正式な文書であると判断できるものではなかった。契約で提出を規定する文書である以上、適切な形式を備えたもので提出されるよう、受託者に求められたい。</p>	<p>契約締結後、仕様書に記載されている提出物及び事前承諾が必要なものについては、速やかに収受又は決裁処理を行う。</p> <p>今後、報告書等の提出については、受託者を明記した送付文の請求及び、適切な形式を備えたものであるかの確認を徹底します。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和4年1月17日（月）～ 2月22日（火）	
監査対象部課	市民文化部 市民協働推進課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【提案公募型公益活動支援事業補助金（できわかクリエイターズ）】</p> <p>普通地方公共団体の支出は、債権者及び債権金額が確定し、かつ、履行の時期が到来して初めて代価などの支払をするという支出の原則がある。この支出の原則に対して、支出の特例として概算払があり、地方自治法施行令第162条第3項で概算払ができる経費として、補助金、負担金及び交付金が挙げられている。しかしながら、概算払は、相手方の給付義務の完了前に支払いをすることから、その必要性及び支払時期を十分検討し、安易に用いることは慎むべきであり、茨木市提案公募型公益活動支援事業補助要綱第12でも、概算払ができるものは、市長が必要と認めるものとの制限を設けて、濫用を防ぐ制度になっている。</p> <p>本件補助金は、概算払としているが、その理由を地方自治法施行令第162条第3号としているのみであり、市長が必要と認める理由を関係文書に記載していなかった。</p> <p>理由が明示されなければ、概算払を用いることが適切であるかの判断ができないので、取扱いを検討するとともに、関係文書には、概算払の理由を明記されたい。</p>	<p>支出負担行為時に「補助団体は財政基盤が脆弱であり、円滑に事業を実施するためには、債権金額の確定前かつ早期に補助金を交付する必要がある」等の文言を明記いたしません。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和4年1月17日(月)～2月22日(火)		
監査対象部課	市民文化部 文化振興課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【(仮称)茨木市生涯学習推進計画策定支援業務委託料】</p> <p>受託者は、事前に業務日程表、現場代理人・主任技術者届等を甲に提出し、承諾を受けるものとする(仕様書6(2))としているが、業務日程表について委託契約開始日後に承諾していた。また、業務日程に変更が生じた後の業務日程表を、受託者に提出させていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年3月7日
		<p>業務日程表につきましては、契約日の日付で作成するよう留意します。また、変更が生じた場合、委託業者より作成して提出させるようにいたします。</p>	
2	<p>【(仮称)茨木市生涯学習推進計画策定支援業務委託料】</p> <p>受託者は、事前に業務日程表、現場代理人・主任技術者届等を甲に提出し、承諾を受けるものとする(仕様書6(2))としているが、「現場代理人・主任技術者届」の提出を受けておらず、承諾手続きも行っていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年3月7日
		<p>今後は、必要な種類の提出を受け承諾を手続きを行います。</p>	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和4年1月17日（月）～ 2月22日（火）	
監査対象部課	市民文化部 文化振興課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【（仮称）茨木市生涯学習推進計画策定支援業務委託料】</p> <p>業務遂行にあたっては、密接な協議・調整を図るものとする（仕様書6（1））としており、協議を行っているとのことであるが、協議記録を作成していなかった。委託業務の実施内容に関する重要事項なので、必要な事項を記載した協議記録を作成されたい。</p>	<p>今後は協議記録を作成いたします。</p>
2	<p>【（仮称）茨木市生涯学習推進計画策定支援業務委託料】</p> <p>庁内検討会を開催後、作成した会議録について、起案・決裁を行っていなかった。委託業務の実施内容に関する重要事項なので、起案・決裁のうえ、保存されたい。</p>	<p>庁内検討会の会議録につきましては監査委員のご指摘を受け、起案決裁の上保存いたしました。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和4年1月17日（月）～ 2月22日（火）		
監査対象部課	市民文化部 スポーツ推進課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【市民体育館（小川町）使用料】</p> <p>受託者は、業務の取扱責任者及び業務従事者を定め、委託者に報告しなければならない（契約書第12条第1項）としているが、報告させていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年3月22日
		業務の取扱責任者及び業務従事者を毎年度の事業計画の一部として、委託者に報告してもらっていましたが、今後は別個に報告書を提出してもらうようにいたします。	
2	<p>【市民体育館（小川町）使用料】</p> <p>市ホームページに掲載している市民体育館利用のしおりの記載事項を、最新のものに更新していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年2月22日
		最新のものに更新しました。	
3	<p>【市民体育館（小川町）使用料】</p> <p>体育館の使用許可を受けようとするものは、個人使用にあつては使用しようとする日に申請しなければならない（茨木市立市民体育館条例施行規則第8条第3項）とされているが、市民体育館（小川町）第5体育室の使用については、利用時間が午前である場合、利用日前日の午後5時から電話での受付としていた。</p>	措置状況	措置済 令和4年3月22日
		コロナ禍の人数制限のための対応として、利用時間が午前である場合、利用日前日の午後5時から電話での受付としていましたが、施行規則どおりに当日受付にいたします。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和4年1月17日（月）～ 2月22日（火）	
監査対象部課	市民文化部 スポーツ推進課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【市民体育館（小川町）使用料】</p> <p>市民体育館（小川町）使用料においては収納した使用料から、4月から6月は4万円、7月から11月は2万円を使用料還付用として現金化して保管している。現金はスポーツ推進課の手提げ金庫で管理し、翌月には還付戻入処理を行っているが、市民体育館（小川町）における毎月の還付額は数千円程であり、管理している金額の必要性が十分に検討されているとは言いがたく、不要なリスクを負っている状態である。運用金が公金であることを認識し、使用料の還付用現金の額について検討されたい。</p>	<p>市民体育館のアリーナにおいて夜間全面的料金は12,100円であり、コロナを理由とする突然の無料キャンセルに備え、現在は多めに還付金を保管している状態です。</p> <p>コロナ禍でのキャンセル状態を鑑み、随時、還付額については検討いたします。</p>
2	<p>【茨木市スポーツ大会関係事業補助金】</p> <p>本件補助金等関係書類の記入方法について、関係団体にスポーツ推進課長名で様式等と併せて送付しているが、その文中で交付申請書や請求書等の日付を未記入（空白）とするように記載していた。各書類の日付は、その書類の処理の起点となる重要事項であり、空欄である場合その書類は不完全なものであることから受理することができないとも考えられる。関係団体に誤解を生じさせかねない不正確な記入方法の記載を改められたい。</p>	<p>補助金等関係書類の記入方法の記載について改めます。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等
監査実施期間	令和4年1月17日（月）～ 2月22日（火）
監査対象部課	市民文化部 スポーツ推進課
委員意見	今後の方針等
<p>3 【茨木市スポーツ大会関係事業補助金】</p> <p>茨木市スポーツ大会関係事業補助金の対象経費は、茨木市地区スポーツ・レクリエーション大会事業に要する経費のうち、報償費、消耗品費、食糧費、印刷費、通信運搬費、委託料、保険料、備品購入費（競技用具費）、使用料（茨木市スポーツ大会関係事業補助要綱第3）に限定されている。</p> <p>本年度補助金の交付申請においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の情勢を受けて、「地区スポーツ・レクリエーション大会」等が中止であった場合、来年度以降の実施に向けた環境整備に要する経費も補助対象とします（令和3年度茨木市地区スポーツ・レクリエーション大会補助要領2（7））とし、この規定に基づき補助金を執行している。しかしながら申請書類である収支予算書で、要綱の規定に合致するとは言いがたい内容が多数見受けられた。</p> <p>本件補助金の支払いは、概算払であり、事業完了後の決算報告をもって補助金額を確定し、概算払の額に超過が生じた場合は返還を求めるものである。補助金額の確定に際しては、慎重に決算内容を審査し、適切な補助金執行となるよう取扱われたい。</p>	<p>本補助金につきましては、スポーツの推進、市民生活の活性化に資することを目的としており、各地域において新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を講じながら、今後についても継続して実施していただくことが重要だと考えております。</p> <p>事業実施のためには競技用具以外にも必要な備品が生じると認識しておりますので、要綱の改正を行います。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和4年1月17日（月）～ 2月22日（火）	
監査対象部課	市民文化部 スポーツ推進課	
委員意見		今後の方針等
4	<p>【茨木市スポーツ大会関係事業補助金】</p> <p>本件補助金について、令和3年度は「地区スポーツ・レクリエーション大会」等が中止であった場合、来年度以降の実施に向けた環境整備に要する経費も補助対象とします（令和3年度茨木市地区スポーツ・レクリエーション大会補助要領2(7)）としている。しかしながら、補助対象団体22団体のうち4団体が大会中止のため申請しないと判断し、18団体ではスポーツ・レクリエーション大会を開催する場合と同額の補助金額を環境整備に要する経費として交付申請がされ交付決定していた。</p> <p>補助金事業の執行は、担当課が補助金の適切な執行を例示し、申請内容を審査、判断することで、適切とはいいがたい補助金申請を除外し、公金から支出される補助金の交付に一定の公平性を持たせるべきであるが、概算払いであるため精算時に一定の補正が見込まれるとはいえ、本件事業補助金においてはそれが十分に果たされているとは言えず、公平性が保たれているのか甚だ疑問であると言わざるを得ない。</p> <p>補助金執行の公平性の観点から、目的、使途、効果等を明確にし、慎重に事務を執行されたい。</p>	<p>本補助金につきましては、スポーツの推進、市民生活の活性化に資することを目的としており、各地域において新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を講じながら、今後についても継続して実施していただくことが重要だと考えております。</p> <p>この視点において、各地区の申請内容に公平性を保つことができるような文言を検討するとともに、清算時には申請内容を審査してまいります。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和4年1月17日(月)～2月22日(火)	
監査対象部課	市民文化部 市民課	
指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
1 【マイナンバーカード交付支援業務委託料】 事業実施報告書の様式については、市と協議のうえ決定し、市の承諾を得ること(仕様書3(6)②)としているが、承諾に係る起案・決裁をしていなかった。	措置状況	措置済 令和4年3月23日
	仕様書に市の承諾を得る旨を定めた文書について、承諾に係る起案・決裁を行います。(R4.3.22) 事業実施報告書の様式について、承諾に係る起案・決裁を行い、相手方に通知しました。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和4年1月17日（月）～ 2月22日（火）	
監査対象部課	市民文化部 市民課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【印紙売りさばき収入】</p> <p>印紙の在庫について、担当者による現物確認及び権限者への残数報告は日々行っているが、権限者による現物確認が数ヶ月に1回のみとなっていた。内部統制の観点から、権限者の確認頻度を高めることを検討されたい。</p>	<p>これまでの現物確認頻度を改め、毎月、権限者への確認を求めることとします。</p>
2	<p>【印紙売りさばき収入】</p> <p>市民課据置金庫について、施錠はダイヤル錠で行われているが、暗証番号を長期間変更していなかった。保安上の観点から、暗証番号の更新頻度について見直されたい。</p>	<p>市民課据置金庫の暗証番号変更について、来年度、予算要求に向けて取り組みます。</p>
3	<p>【マイナンバーカード交付支援業務委託料】</p> <p>事業実施報告書の様式については、市と協議のうえ決定し、市の承諾を得ること（仕様書3(6)②）としており、受託者から報告書様式の案が提出されているが、受託者から市に対する送付文がなく、正式な文書であると判断できるものではなかった。契約で提出を規定する文書である以上、適切な形式を備えたもので提出されるよう、受託者に求められたい。</p>	<p>契約で提出を規定する文書について、適切な形式を備えたもので提出されるよう、受託者に求めます。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類		定期監査等	
監査実施期間		令和4年1月17日(月)～2月22日(火)	
監査対象部課		都市整備部 北部整備推進課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【安威川ダム周辺整備基本計画策定及び契約支援業務委託料】</p> <p>変更契約書(令和3年3月25日締結分)に仕様書を添付していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年3月22日
		<p>今後は仕様書を添付するとともに、適正な事務執行に努めます。</p>	
2	<p>【安威川ダム周辺整備基本計画策定及び契約支援業務委託料】</p> <p>受託者は、委託業務の取扱責任者及び業務従事者を定め、市に報告しなければならない(業務委託契約書第16条第1項)としているが、業務従事者を報告させていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年3月22日
		<p>今後は業務従事者を報告させるとともに、適正な事務執行に努めます。</p>	
3	<p>【安威川ダム周辺整備基本計画策定及び契約支援業務委託料】</p> <p>変更契約伺については、権限者が契約内容の変更が適正であるかを判断するため、起案文書等に変更箇所及び変更理由を過不足なく記載する必要がある。しかしながら、変更契約(3回目)において、複数の業務内容に変更があり、契約金額の減少及び増加の双方が見込まれるにもかかわらず、起案文書等には減額分に関する記載がなかった。</p>	措置状況	措置済 令和4年3月22日
		<p>今後は起案文書等に契約の変更箇所及び変更理由を過不足なく記載するとともに、適正な事務執行に努めます。</p>	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和4年1月17日（月）～ 2月22日（火）	
監査対象部課	都市整備部 北部整備推進課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【安威川ダム周辺整備基本計画策定及び契約支援業務委託料】 【いばきたデザインプロジェクトフォローアップ業務委託料】</p> <p>相手方に提出させている書類について、契約書等に当該報告書の提出に関する規定がない事例が見受けられた。業務上必要な書類であれば、記載内容や提出時期等について契約書等に明記されたい。</p>	<p>契約書等への記載については次年度の業務委託発注までに精査します。</p>
2	<p>【安威川ダム周辺整備基本計画策定及び契約支援業務委託料】</p> <p>第2回プロポーザル選定会議について、会議録に出席者名を記載していなかった。選定会議要領に定められた委員が出席しているか、また、出席者数は会議開催要件を満たしているかを確認するため、適切に記録を残されたい。</p>	<p>以降、会議録へ出席者を記載します。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等
監査実施期間	令和4年1月17日(月)～2月22日(火)
監査対象部課	都市整備部 市街地新生課
委員意見	今後の方針等
<p>【F I Cベース株式会社等補助金】</p> <p>F I Cベース株式会社等補助金は、F I Cベース株式会社に対し、補助金を交付することにより健全な運営を促進し、もって茨木のまちの活性化を図ることを目的とするものであり、F I Cベース株式会社は、「多様な文化が集い、まちへの愛着を育む賑わい拠点」をコンセプトとして、魅力ある商業機能や居心地の良い空間を創出するための活性化に向けて策定された、茨木市中心市街地活性化基本計画の担い手として、官学民連携により設立された株式会社である。</p> <p>茨木市中心市街地活性化基本計画は、令和6年度末を一つの区切りとする中期計画であり、その担い手であるF I Cベース株式会社は、当然、少なくとも令和6年度まで事業を継続することが前提となっている。</p> <p>1 当該補助金については、単年度のみで補助金交付の適否を判断するのではなく、基本計画期間全体の事業計画や資金収支も踏まえなければ、適切な判断ができないとの考えから、令和2年度の定期監査において、F I Cベース株式会社の将来の採算化に向けた道筋を示す計画の提出を求めるよう意見した結果、F I Cベース株式会社収支計画と記された資料が提出されている。</p> <p>しかしながら、収支計画の裏付けとなる事業計画が示されていないなど、将来の採算化に向けた具体的な説明が十分とは言えない。補助金の交付決定に係る審査のための情報が不足している状況にあり、提出資料の充実が求められる。</p> <p>補助金事務が適切に執行されるよう、事務手続きについて整理されたい。</p>	<p>補助金事務が適切に執行されるよう、基本計画期間全体の事業計画や資金収支も踏まえ、将来の事業展開や採算化に向けた具体的な道筋を示す計画書の提出を求めてまいります。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和4年1月17日(月)～2月22日(火)	
監査対象部課	都市整備部 用地課	
指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【市庁舎周辺整備事業用地取得に伴う用地費】 【市庁舎周辺整備事業建物取得に伴う建物購入費】</p> <p>用地事務主管部長は、事業主管部等の長から提出を受けた主管課別用地取得計画を総合調整して、用地取得計画を作成し、当該計画について上司の決裁を受けなければならない(茨木市用地事務取扱要領第3条第3項)としているが、用地取得計画を作成していなかった。</p>	措置状況
		措置済 令和4年4月1日
2	<p>【市庁舎周辺整備事業用地取得に伴う用地費】 【市庁舎周辺整備事業建物取得に伴う建物購入費】</p> <p>用地事務主管課長は、取得した土地についての土地台帳を整備しておかなければならない(茨木市用地事務取扱要領第20条)としているが、要領の規定どおりの土地台帳を整備していなかった。</p>	措置状況
		措置済 令和4年4月1日
3	<p>【市庁舎周辺整備事業用地取得に伴う用地費】 【市庁舎周辺整備事業建物取得に伴う建物購入費】</p> <p>用地事務主管課長は、毎月10日までに前月中の用地取得について、用地取得月例報告書により、用地事務主管部長に報告しなければならない(茨木市用地事務取扱要領第21条)としているが、報告していなかった。</p>	措置状況
		措置済 令和4年4月1日

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和4年1月17日(月)～2月22日(火)	
監査対象部課	都市整備部 用地課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【茨木市土地開発公社運営貸付金】</p> <p>土地開発公社は、貸付金を借り入れようとするときは、市に対して事前に貸付額及び貸付期間を協議するものとする(覚書第3条)としているが、協議の記録を残していなかった。協議等の記録を作成し、起案・決裁のうえ保存されたい。</p>	<p>今後は協議記録を作成し、起案・決裁のうえ保存します。</p>
2	<p>【茨木市土地開発公社運営貸付金】</p> <p>本件貸付に際し、相手方へ、貸付を決定したことの通知を行っていなかった。また、借入れ申出書の収受のみで貸付金を支出しており、貸付後に相手方からの借用書を徴していなかった。</p> <p>借入れの申出書は、借入れの意思表示であり、貸付側との意思の合致を証明するものではない。貸付の内容について証拠を残すため、貸付の決定通知書を作成し相手方に通知するとともに、借用書を徴することとされたい。</p>	<p>今後は貸付決定通知書を作成し相手方に通知するとともに、借用書を徴します。</p>
3	<p>【茨木市土地開発公社運営貸付金】</p> <p>相手方の所在地及び名称、年度内の貸付可能額、貸付日及び貸付額、償還期限、償還のあった日付等を記載した貸付金台帳を整備されたい。</p>	<p>今後は貸付金台帳を整備します。</p>